

# 市民後見人あり方 検討報告書

平成26年6月 仙台市成年後見サポート推進協議会  
市民後見人あり方検討部会



# 市民後見人あり方検討報告書

## 目次

はじめに

第1章 仙台市における市民後見人に関する取り組み .....	1
1. 仙台市における市民後見人に関する事業の沿革 .....	1
2. 仙台市における市民後見人養成・支援事業のスキーム .....	6
3. 市民後見人を取り巻く全国的な現状 .....	11
第2章 市民後見人活動事例 .....	18
1. 第2号市民後見人の活動事例 .....	18
2. 第3号市民後見人の活動事例 .....	23
第3章 仙台市における市民後見人養成・支援事業の評価 .....	27
1. 市民後見人候補者の養成及び登録 .....	27
2. 市民後見人の受任案件及び受任調整 .....	31
3. 市民後見人への支援 .....	34
4. 市民後見人への監督 .....	38
5. 市民後見人の活動の実際について .....	41
6. 市民後見養成・支援事業の実施主体と財源 .....	49

7. その他.....	51
<b>第4章 これからの仙台市における市民後見人養成・支援事業 ..</b>	<b>52</b>
1. 市民後見人候補者の養成及び登録.....	52
2. 市民後見人の受任案件及び受任調整.....	56
3. 市民後見人への支援.....	61
4. 市民後見人への監督.....	66
5. 市民後見人の活動の実際について.....	68
6. 市民後見養成・支援事業の実施主体と財源.....	71
7. その他.....	74
<b>第5章 まとめ ..</b>	<b>75</b>
<b>参考文献 ..</b>	<b>78</b>
<b>巻末資料 ..</b>	<b>79</b>

## はじめに

新しい成年後見制度がスタートした平成12年当初、年間で9,007件であった成年後見関係事件の申立件数は、その後、年々増加し、平成25年には年間34,548件と、当初の4倍近い件数に増加しました。

また、親族以外の第三者が成年後見人等に選任された割合も、平成12年当時はわずか10%弱であったところ、平成25年には57.8%に増加し、親族が成年後見人等に選任される件数を上回る状況になっており、この傾向はますます強まるものと思われます。

このように、成年後見制度の「社会化」が進む状況の中で、成年後見制度をより積極的に活用するために、後見人等の成り手として注目されるようになってきたのが「市民後見人」です。「市民後見人」は、家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民の方々のことを意味しますが、平成25年の実績で、全国で167人の市民後見人が家庭裁判所により選任されております。平成23年度からは、厚生労働省のモデル事業である「市民後見推進事業」が全国的に実施され、また、新設された老人福祉法32条の2（平成24年4月1日施行）においては、「市町村は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と規定されるなど、市民後見人の養成と活動支援については、今後ますます全国的な動きになっていくものと思われます。

仙台市成年後見サポート推進協議会では、こうした全国的な動きに先駆けて、平成20年度に市民後見人に関する調査研究を行い、この調査研究結果を踏まえ、平成21年度から市民後見人の養成に取り組み、平成23年4月には、仙

台家庭裁判所管内では初めて市民後見人が選任され、以後、本日に至るまで合計8名の市民後見人が誕生しております。

このように、この数年間、全国に先駆けた活動を行ってまいりましたが、成年後見制度、さらには、市民後見人を取り巻く環境が大きく変化してきたことに伴い、仙台市における市民後見人の活動の実際を検証し、今後の課題について一度精査し、制度改善につなげる必要があるのではないかという問題意識から、本検討部会が発足いたしました。


平成21年3月に取りまとめた、「市民後見人に関する調査研究報告書」をもとに、実際に市民後見人として活動なさっている方々の意見もおうかがいしながら、細かい点についてまで、協議・検討を行ってまいりました。今般取りまとめた本報告書は、市民後見人という制度が、より安定した、より永続的なものとなるために、理論と実践を踏まえ、具体的に検討した内容となっております。

成年後見制度は、被後見人等の権利擁護を図る上で、極めて重要な制度であり、その担い手としての市民後見人に対する社会的な期待はますます高まっております。本報告書が、仙台市のみならず、全国における、今後の市民後見人の取り組みに少しでも参考になれば幸いです。

2014（平成26年）6月

市民後見人あり方検討部会

委員長 大橋 洋介



本報告書は、仙台市成年後見サポート推進協議会に設置いたしました「市民後見人あり方検討部会」の皆さまが、今後増加するであろう市民後見人へのニーズに対して、仙台市における市民後見人養成・支援事業の安定性と継続性を目指し、今後の制度の方向性をまとめたものであります。

市民後見人につきましては、仙台市社会福祉協議会と仙台市成年後見総合センターが協力し、平成 21 年度より養成・支援事業を実施しております。平成 26 年度には 15 名の方々が、市民後見人として登録され、その中から、現在 8 名の市民の皆さまが後見人等として選任され、日々、地域での後見活動に取り組まれております。

仙台市社会福祉協議会は、平成 24 年度より「第 3 次 地域福祉活動計画～せんだい ai プラン」を策定し、「一人ひとりの市民が、その人らしく地域で安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念として、市民が主体となった福祉のまちづくりを推進しているところでございます。なかでも、地域において判断能力が十分でなく支援を要する認知症高齢者や知的障害・精神障害のある方が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう必要な支援を行う成年後見制度が果たす役割は、今後いっそう重要なものになると認識しております。

その中でも、地域でお住まいの方々が後見人等となる市民後見人につきましては、支援を要する方々の地域での伴走者となり、市民からの目線で安心した生活を支える重要な役割を担っており、様々な方面からの期待が寄せられているものであります。

この検討部会では、これまでの市民後見人の養成・支援事業を通じ培ったものと今後の課題について、委員の皆様にご熱心なご議論をいただき、この度このように報告書としてまとめさせていただきました。この報告書が、福祉関係者、行政や司法の方々だけではなく、広く市民後見人について関心を寄せている地域住民の皆様の手にとっていただき、市民後見人の活動の裾野が広がるとともに、一人ひとりの市民が安心していきいきと生活できる福祉のまちづくりの一助となることを祈念して、巻頭の言葉と代えさせていただきます。

2014（平成26年）6月

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会

事務局長 佐藤 公彦

## 第1章 仙台市における市民後見人に関する取り組み

本章では、仙台市におけるこれまでの市民後見人の養成、支援等の取り組みの経緯や概略について触れる。また、市民後見人を取り巻く全国的な潮流についても確認する。

なお、本報告書では、市民後見人を

- ・被後見人等<sup>1</sup>と同じ地域に居住する専門的な資格を有しない一般市民で、
- ・所定の養成研修を修了して成年後見制度に関する知識及び技術を習得し、
- ・高い倫理観と社会貢献意識を持って、
- ・専門機関の支援を受けながら地域のネットワークと市民の特性を生かして活動する後見人

と定義し、受任した案件が保佐類型または補助類型であった場合でも、「市民後見人」と称する<sup>2</sup>。

### 1. 仙台市における市民後見人に関する事業の沿革

#### (1) 仙台市成年後見サポート推進協議会の発足

仙台市では、成年後見制度の利用促進に向けた取り組みとして、仙台弁護士会（高齢者・障害者の権利に関する委員会）、宮城県司法書士会（社団法人成

<sup>1</sup> 本報告書では、被後見人、被保佐人、被補助人を総称して「被後見人等」と言う。同様に、後見人、保佐人、補助人を総称して、「後見人等」と言う。

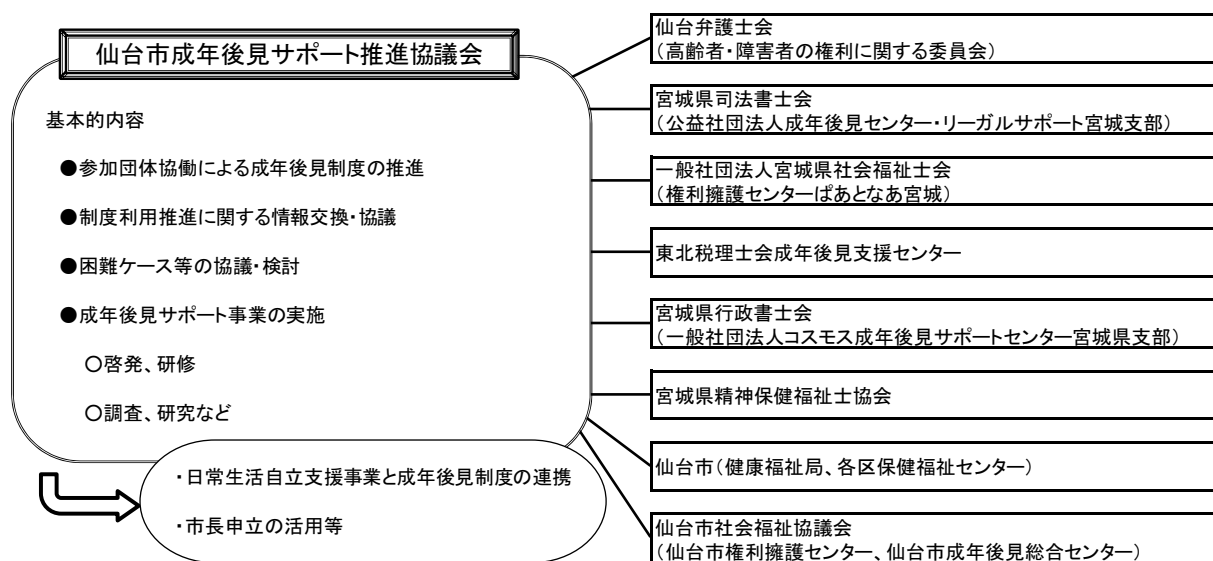
<sup>2</sup> 市民後見人については確たる定義がなく、識者の間でも見解に差がある。ここでは「日本成年後見学会」、「成年後見制度研究会」、「介護と連動する市民後見研究会」で定義された内容を包括的に引用し、本報告書用に整理したものである。



年後見センター・リーガルサポート宮城支部<sup>3</sup>）、宮城県社会福祉士会（権利擁護センターぱあとなあ宮城）、仙台市及び仙台市社会福祉協議会（以下、「仙台市社協」という。）が、平成 17 年 4 月に「仙台市成年後見サポート連絡協議会」を組織した（事務局運営は仙台市社協）。

翌年の平成 18 年 4 月には、東北税理士会（公益業務対策特別委員会<sup>4</sup>）、宮城県行政書士会（成年後見支援推進委員会<sup>5</sup>）が参加し、「仙台市成年後見サポート推進協議会」（以下、「サポ協」という。）へと名称を改めた。平成 22 年 6 月からは、宮城県精神保健福祉士協会も参加し、現在に至っている（図表 1）。

図表 1 仙台市成年後見サポート推進協議会の組織



<sup>3</sup> 平成 23 年 4 月から公益社団法人。

<sup>4</sup> 平成 24 年 4 月、成年後見支援センターを開設。

<sup>5</sup> 平成 22 年 8 月、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターを設立。

サポ協は、成年後見制度と日常生活自立支援事業の活用、市長申立の促進、成年後見制度に関わる関係機関との連携を図るため、関係する団体が協働で立ち上げた組織であり、この専門職団体を含めた関係団体が参加する組織の存在は、全国から注目されて多くの視察対象となっていると同時に、これまでの仙台市における成年後見制度の取り組みの土台となっている。

この間、制度啓発を目的とした「成年後見セミナー」の継続開催や、「成年後見制度活用事例集」の発刊など、精力的に活動を重ねているところである<sup>6</sup>。

---

## (2) 平成 21 年 3 月調査研究報告書と市民後見人の養成

平成 19 年度、このサポ協において、東京都世田谷区と大阪府大阪市の市民後見人養成に関する取り組みが話題にあがった。仙台市でも平成 19 年度に実施した成年後見活用講座及び後見人支援モデル事業<sup>7</sup>の結果とあわせて、市民後見人のあり方を検討することの必要性が認識されていたが、徐々に市民後見人に関する情報が全国的に散見されてきたこともあり、仙台市においても市民後見人の役割やイメージ、あり方を明確にするべく、平成 20 年 5 月、サポ協の部会として「市民後見人に関する調査研究部会」を設置して検討を開始した。

同研究部会はサポ協参加団体のメンバーを中心に構成し、先進地の情報を収集しながら、主に市民後見人の養成及び支援に関して計 15 回にわたって議論

---

<sup>6</sup> サポ協の詳細な設置目的及び活動内容等については、巻末資料「仙台市成年後見サポート推進協議会設置運営要領」を参照。

<sup>7</sup> 平成 19 年度、市民向けに成年後見制度に関する内容及び実務を理解してもらい、市民後見人に関するアンケートを実施する事業をモデル的に実施。このモデル事業の結果、市民後見人養成に関する検討の必要性が確認され、後の「市民後見人に関する調査研究部会」の設置へつながっていった。

を重ね、平成 21 年 3 月、『市民後見人に関する調査研究報告書』<sup>8</sup>（以下、「平成 21 年報告書」という。）を取りまとめ、検討した内容を仙台市及び仙台家庭裁判所に向けて提言した。

平成 21 年研究報告書の内容に基づき、平成 20 年度末の市民後見人養成プロセス講座、平成 21 年度の市民後見人養成研修<sup>9</sup>、面接考査等を経て、仙台市において 22 名が市民後見人候補者名簿に登録した（平成 26 年 5 月現在で、登録は 15 名）。その後も家庭裁判所との協議や後見人活動賠償保険商品の開発など市民後見人の受任に向けての準備を進め、平成 23 年 4 月には、宮城県内初の市民後見人が誕生し、平成 26 年 5 月現在の総受任件数は 8 名（うち 1 名は被後見人死亡により後見活動終了）となっている。

なお、市民後見人の活動において重要な視点と位置付けられた支援体制についても、これまで継続して行われている<sup>10</sup>。

---

### （3）市民後見人あり方検討部会の発足

以上のように、これまで市民後見人の養成・支援を行ってきたが、平成 21 年研究報告書の提言から 4 年以上の歳月が経過し、市民後見人を取り巻く状況や関係者の意識にも変化が見られており、市民後見人に関する事項全般について再度検討する機会を設けるべきとの声も多くあがっていた。市民後見人の受任に対するニーズは増加していくことも予想されていたため、今後の仙台市に

---

<sup>8</sup> 報告書については、仙台市社協のホームページでも公開している。  
<http://www.shakyo-sendai.or.jp/n/aboutus/institution/other/tutelage>

<sup>9</sup> 研修の詳細な内容は第 3 章を参照。

<sup>10</sup> 養成研修終了後の支援体制の詳細は次節及び第 3 章を参照。

おける市民後見人養成・支援事業を安定的かつ継続性のある事業として確立するべく、また、養成・支援等の方向性を確認する一助とするべく、「市民後見人あり方検討部会」（以下、「検討部会」という。）をサポ協内に発足させた。

平成 20 年度の研究部会と同様にサポ協参加団体メンバーから構成し、計 5 回の会議を開催してこれまでの取り組みの評価と今後の方向性について議論を重ね、今回このような形で報告書として取りまとめたところである。

## 2. 仙台市における市民後見人養成・支援事業のスキーム

ここでは、仙台市において実施してきた市民後見人養成・支援事業のスキームについて簡単に触れる。詳細はこのスキームと取り組みの評価を行った第3章で述べる。

### (1) 市民後見人に関する事業の全体像

仙台市における市民後見人に関する事業は、仙台市やサポ協などの協力及び助言等を受けながら、仙台市社協が中心となって行っている(図表2)。養成研修を終えた受講者が市民後見人候補者となり、受任調整委員会(後述)を経て家庭裁判所からの選任を受け、後見活動を行っている。市民後見人となって活動を開始した後は、仙台市社協による後見監督、仙台市成年後見総合センターによる技術的助言等の支援体制が整えられている。

### (2) 仙台市成年後見総合センター

仙台市成年後見総合センター(以下、「総合センター」という。)は、仙台市民の成年後見制度利用を支援することを目的に、平成19年に仙台市社協の一組織として設置された。設置にあたっては仙台市や関係団体と協議を重ね、総合センターの一部業務は、県内で成年後見制度に精通した「NPO法人ぬくもりの里 せんだい・みやぎ成年後見支援ネット」に委託している。

主な業務としては、成年後見制度に関する市民からの相談を受け付けて助言を行うほか、広く関係団体と協力・連携して各種支援や広報・啓発等を行っている。

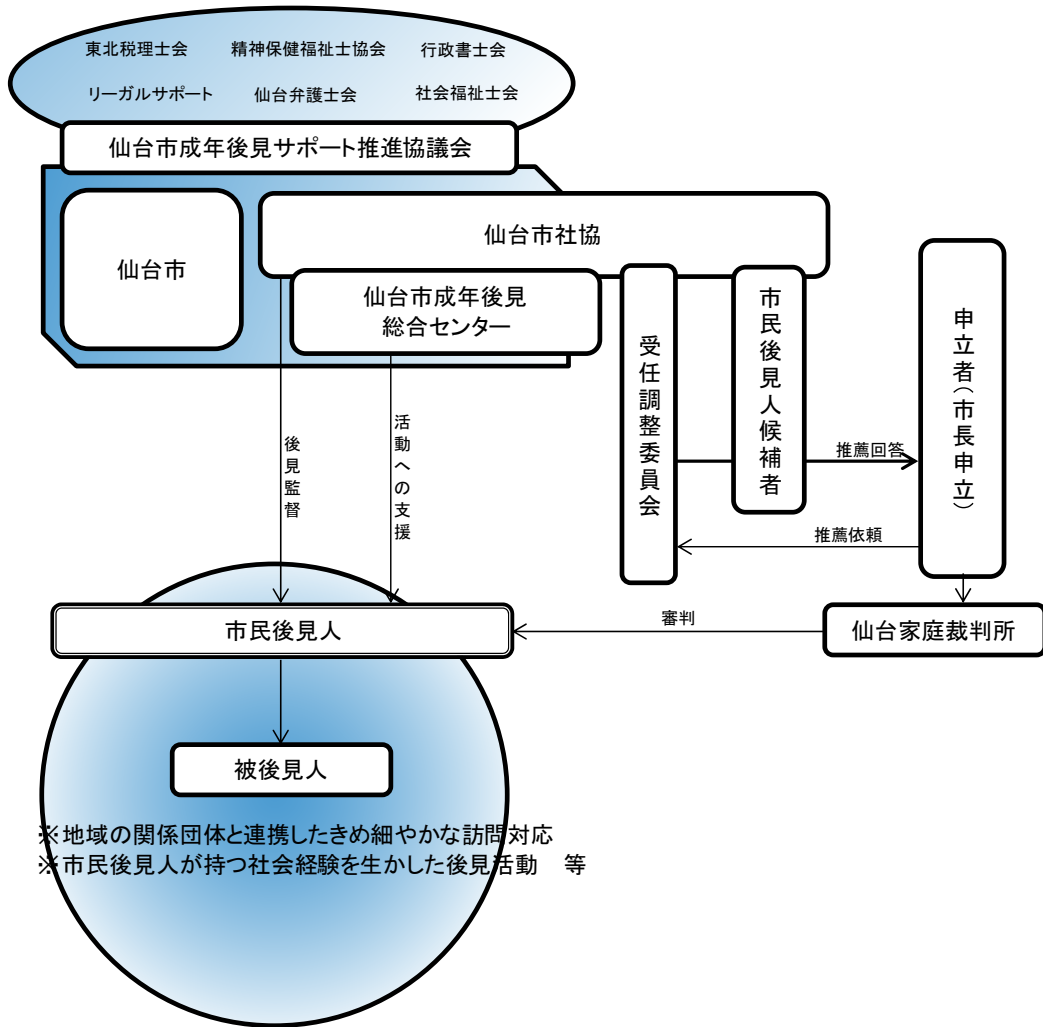
仙台市社協が行っている市民後見人養成・支援事業についても、その一部を総合センターで担い、特に養成研修終了後のフォローアップである継続研修や、市民後見人として活動する中で課題となるべき事項に対して専門的見地から助言を行うなどの支援を行っている。

---

### （３）受任調整委員会

仙台市では、市民後見人の受任までの流れの中で、受任調整の仕組みを重視し、弁護士、司法書士、社会福祉士の委員から成る受任調整委員会を設置している。市民後見人が受任する案件として適当かどうか、適当である場合候補者名簿の中で誰を推薦することが適当か、などについて客観的に審議する場であり、仙台市における受任調整の根幹である。

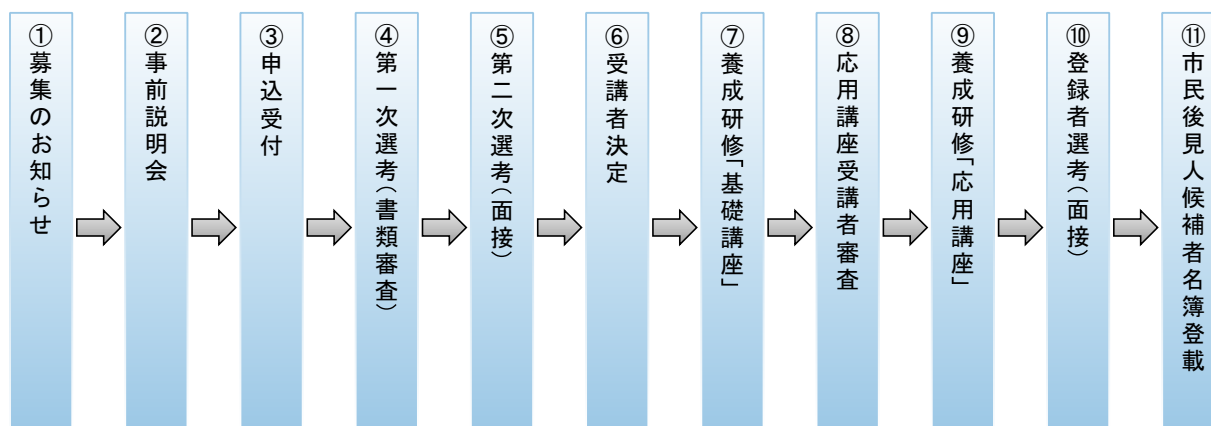
図表 2 市民後見人に係る事業の全体イメージ



### (3) 市民後見人養成のスキーム

仙台市における市民後見人養成の流れは図表3のとおりである。

図表 3 市民後見人養成の流れ



養成研修は総合センターと協力しながらカリキュラムを策定し、面接による選考はサポ協参加団体から選出した選考委員会によって行われた。市民後見人養成の過程で各団体が参画しながら進めている点は、仙台市における養成スキームの特徴の一つと言える。

### (4) 市民後見人支援のスキーム

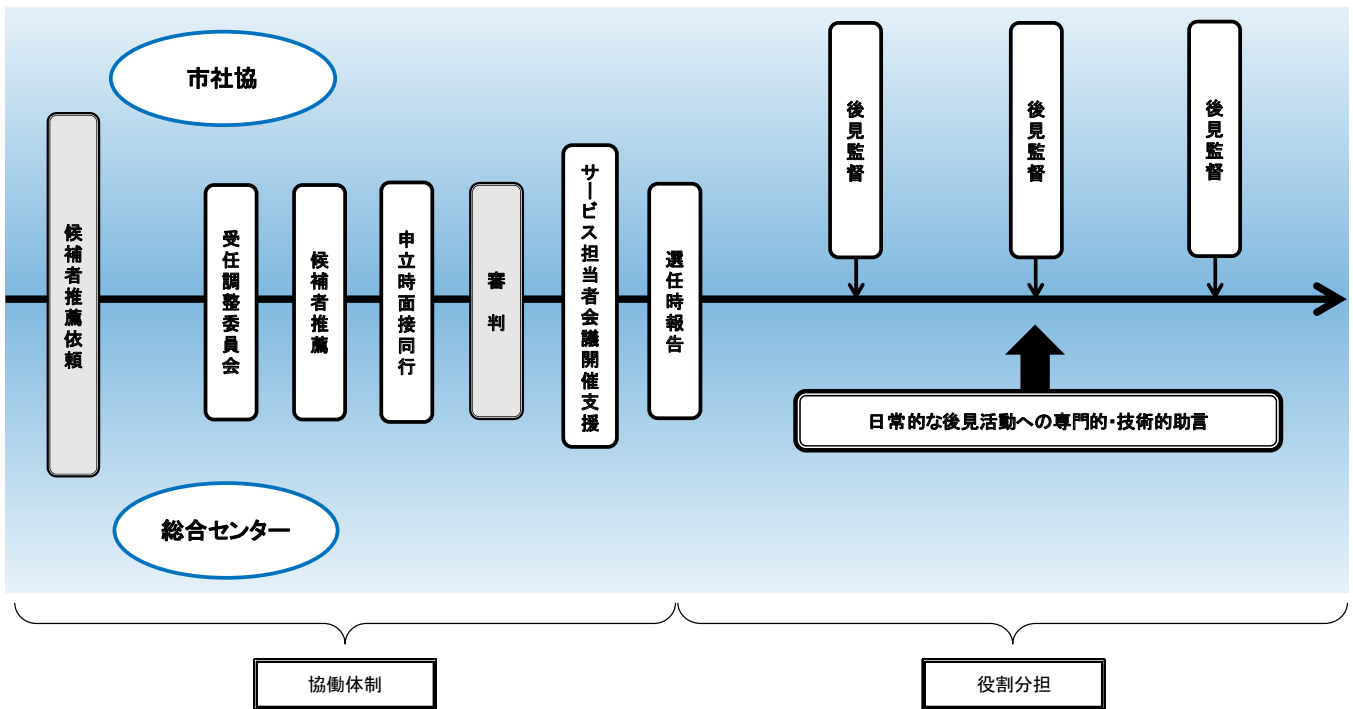
支援のスキームを、市民後見人活動に沿って示したものが図表4である。

市民後見人への支援は総合センターを中心に行っているが、申立時の家庭裁判所との面談への同行をはじめとして、後見活動の開始直後の支援は後見監督人である仙台市社協と総合センターとが協力して行っている。その後は、仙台



市社協は後見監督人という立場から監督業務を行い、日常的な後見業務に関する専門的・技術的な助言及び支援は総合センターが担っていく。このように、それぞれの主体が持つ専門性を生かし、役割を分担しながら市民後見人への支援及び監督を行っている。

図表 4 市民後見人に対する支援のイメージ



### 3. 市民後見人を取り巻く全国的な現状

#### (1) 成年後見制度全般に関する全国的な動向

平成 12 年の制度開始以降、制度利用の申立件数は一貫して増加傾向にある。直近の平成 25 年のデータでは、平成 25 年の後見等開始の申立件数は全国で 34,548 件にのぼり、成年後見制度の利用者数も 176,564 人となっている<sup>11</sup>。

このような全国的な制度利用件数の高まりを受け、平成 23 年 4 月には厚生労働省老健局にて「市民後見推進事業」が開始された。また、翌平成 24 年 4 月には老人福祉法の改正により後見等に係る体制整備を市町村の努力義務化、平成 25 年 4 月の障害者総合支援法<sup>12</sup>の施行により「市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修」が市町村地域生活支援事業において必須化された（介護保険法では地域支援事業の任意事業<sup>13</sup>）。さらに、平成 25 年にスタートした「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」では、将来的にすべての市町村において市民後見人の育成・支援組織の体制を整備することを求めている。このように、市民後見人の養成・支援に公的な関わりが求められているのが今日的な動向の特徴の一つと言える。

<sup>11</sup> 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－平成 25 年 1 月～12 月－」

<sup>12</sup> 平成 24 年 4 月、同法の前身である障害者自立支援法の改正により、「成年後見制度利用支援事業」も市町村地域生活支援事業として必須化されている。

<sup>13</sup> 介護保険法ではすでに、平成 18 年度から市町村地域支援事業の任意事業として規定されている。

また、ここで特筆すべきは、平成 12 年に制度が開始して以来、平成 24 年に初めて第三者後見人等の割合がそれ以外を上回ったことであろう。それだけ、親族後見人等にかかる負担と専門職への期待が大きいことが読み取れるが、全国的に見て、どの地域にも後見人等を受任することができる専門職が潤沢にいるわけではない。加えて、身寄りがなく市町村長申立（以下、本報告書では仙台市の例として「市長申立」という。）となる案件の中には、財産が多くなく身上監護に主眼を置いた後見活動が求められることも少なくない。このような状況から、親族後見人等でもなく、また身上監護に重きを置いた後見活動が求められるという点で、市民後見人の受任が期待されているのである。

## （２）市民後見人に対する社会的要請

このように、法的な整備と相まってその存在が期待されているのが市民後見人である。市民後見人に関するさまざまな取り組みはすでに全国各地で行われているが、その目的は、慢性的に不足する後見人等の担い手確保をはじめとしてそれぞれの地域性を反映してさまざまである。

仙台市においては、サポ協という専門職団体による定期的な情報共有や市長申立推進等を目的とした団体が発足しており、幸い後見人の担い手不足を痛感するまでには至っていない。しかし、それでも市民後見人の養成・支援に踏み出したのは、市民後見人に期待される役割を重要視したからに他ならない。

市民後見人は、単に担い手不足を解消するための専門職の代わりではなく、細やかで密度の濃い後見活動と、社会の各分野で積んださまざまな経験を生かした後見活動を期待されるべきものとの理解が進んでいる。特に、地域住民が後見活動の主体となって地域に暮らす同じ市民の目線から後見活動を行うとい

うことを考えれば、成年後見制度と同じ年に施行された社会福祉法に規定されている、地域福祉の推進をも実現できる重要な役割を、市民後見人は期待されていると言える。

仙台市における市民後見人養成・支援事業の実施主体は、現在仙台市社協となっているが、これまで仙台市社協において法人後見事業を行わずに市民後見人養成・支援事業に注力してきた理由もここにある<sup>14</sup>。

東日本大震災後に策定された第2期仙台市地域保健福祉計画<sup>15</sup>や第3次地域福祉活動計画<sup>16</sup>において共通する基本的な考え方は、やはり「地域福祉の推進」と「協働による取り組み」である。このような切り口で見ても、仙台市における市民後見人は成年後見制度を支える社会資源というだけでなく、地域福祉推進のための社会資源でもあり、また、サボ協をはじめとする関係団体と協働して養成や支援を行ってきたことを考えれば、仙台市の目指す福祉の形を具現化しているものと言える。

---

<sup>14</sup> 全国社会福祉協議会、2014、『「権利擁護センター等」の具体化に向けて』（P.32）では、親族後見人等や専門職後見人等の不足がそれほど深刻ではないのであれば、自らの限られた資源を法人後見にあてるのではなく、市民後見人の養成・活動支援等による担い手の拡充や被後見人への生活支援など、将来を見据え、より多くの住民の利益になるような活動を行うべき、と指摘されている。

<sup>15</sup> 社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、「仙台市総合計画」や「震災復興計画」を上位計画とし、高齢者や障害者などの各分野別の計画等に基づく施策が効果的に展開されるための計画。平成24年度から平成27年度までの4か年を第2期計画としている。

<sup>16</sup> 地域住民やさまざまな機関・団体が協力し、地域福祉の課題解決を目指して策定する民間の活動計画で、平成24年度から平成27年度までの4か年を第3次計画として仙台市社協が策定した。地域福祉の推進を目的としている点で第2期地域保健福祉計画と共通し、相互に補完・補強しながら、民間の立場から地域福祉の推進を目指す実践的な行動計画である。

### (3) 市民後見人の活動及び支援に関する全国的な取り組みの例

市民後見人の活動及び支援は、すでに全国各地で行われている。ここではそれらの中でも特徴的な取り組みを概観し、全国的な取り組みの特徴及び傾向を整理する。

なお、仙台市のこれまでの取り組みは第3章でも詳説しているので、本項と比較して参考にさせていただきたい。

#### ①市民後見人の活動形態

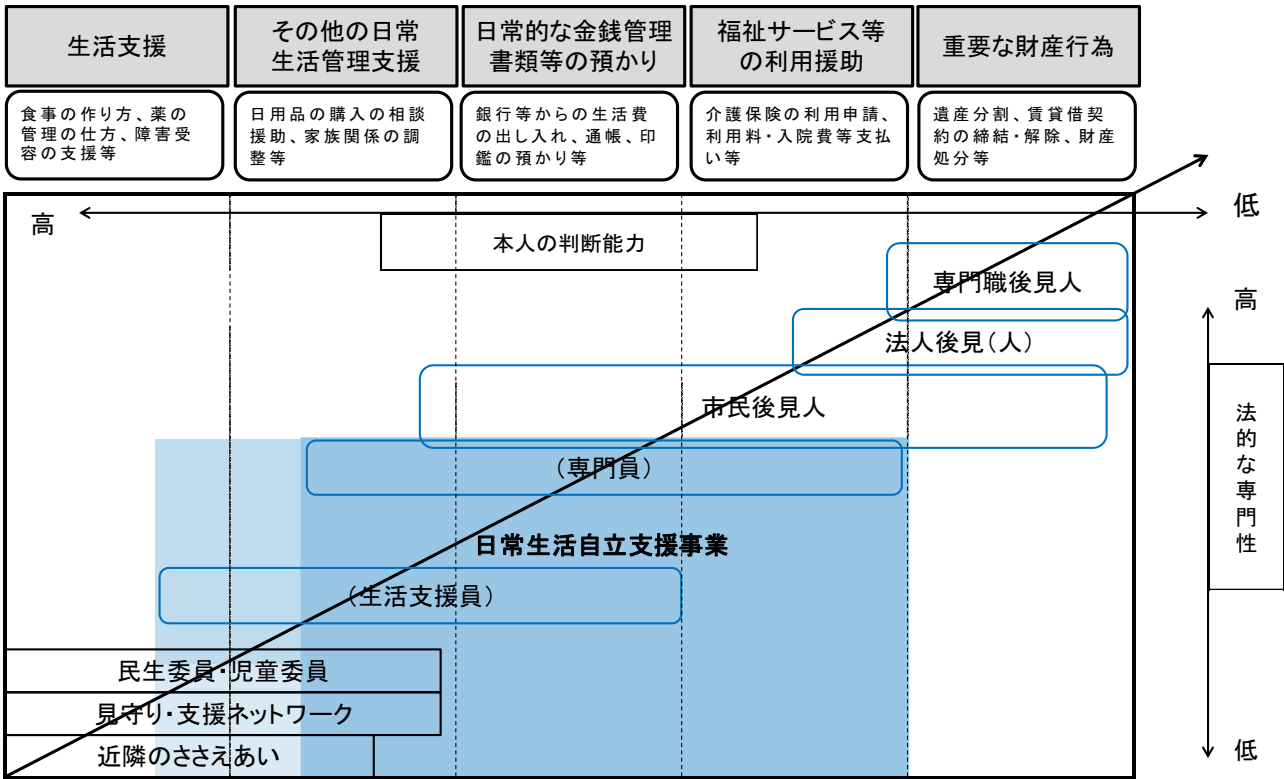
養成研修等を修了した後の、市民後見人候補者の実際の活動形態を概観すると、仙台市と同じ政令指定都市では社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が実施している日常生活自立支援事業の生活支援員（または専門員）として活動する、という形態が多く見受けられる。これは全国の社協で実施している日常生活自立支援事業が、少なからず成年後見制度と共通した権利擁護の枠組みを有していることが影響していると考えられる（図表5）。

また、そのほか、法人後見支援員<sup>17</sup>としての活動例も多く見られている。全国社会福祉協議会の調査によれば、法人後見に取り組む社協の数は、平成21年度の77社協から着実に増加し、平成25年度には236社協となっている<sup>18</sup>。これら法人後見の推進にあたって、必要な人材として市民後見人養成講座修了者を活用し、経験を積んだ者が個人受任するという自治体も見られている。

<sup>17</sup>各自治体等でその名称はさまざまであるが、ここでは、法人後見事務を行う支援員を指す。

<sup>18</sup>社会福祉法人全国社会福祉協議会、2014、『「権利擁護センター等」の具体化に向けて』（P.32）

図表 5 日常生活自立支援事業、成年後見制度の援助内容・範囲



厚生労働省 安心生活創造事業推進検討会 資料をもとに作成

## ②市民後見人への支援体制

市民後見人は、専門職のように成年後見に関する専門知識や専門技術をはじめから兼ね備えていないため、多くは市民後見人の養成課程で研修を実施している。加えて、研修を修了したとしても、市民後見人の活動にも支援が必要であるため、研修を実施している自治体のほとんどでは受任後の市民後見人に対する支援メニューが構築されている。

代表的なメニューとしては、研修終了後の継続した研修制度、専門職による専門相談、事例検討会の開催などが挙げられる。また、賠償責任保険料を事業実施主体が負担する、という支援を行っている例も多い。全国的に共通する支援メニューは、適切な後見活動実施や課題解決のためのメニューと、費用負担メニューに大別できるだろう。

ただし、その支援メニュー実施のための体制整備は各主体でばらつきがあるようである。特に相談体制については、事業を行っている社協やNPO法人の職員が直接相談に応じる体制であったり、専門職による相談体制を個別に構築していたり、24時間体制のホットラインを設けているところもある。

### ③事業主体と実施主体

---

政令指定都市のほとんどは、行政が事業主体となっている<sup>19</sup>。実際に事業を実施している主体は、行政直営、社協やNPO法人などの他機関への委託など違いはあるが、その場合のいずれも事業主体は行政であるので、委託金や補助金を行政が負担し実施主体へ委託しているようである。

すでに前述したように、平成24年4月の老人福祉法改正などで、市民後見人養成に係る公的関与が法的に規定されたため、このように公的な責務のもと市民後見人の養成に取り組んでいる自治体が多いと推察される。一方で、法整備以前から養成等の事業に取り組んでいた自治体などにおいては、法施行に先行して公的な関与のもと取り組みを進めていたことになる。これも事業の性格

---

<sup>19</sup>社会福祉法人静岡市社会福祉協議会、2014、『日常生活自立支援事業・法人後見事業等の取り組みに関する調査』より集計。

や趣旨を鑑みてのことであろうし、行政以外の法人等では継続的に事業実施のための財源を確保しにくい性格の事業であることが関係していると思われる。



## 第2章 市民後見人活動事例

ここではこれまでの仙台市の取り組みの評価の前段として、仙台市における市民後見人活動の特徴をよく表している2つの活動事例を紹介する。

### 1. 第2号市民後見人の活動事例

#### (1) 被後見人概要

60代男性、無年金（預貯金で生活）、要介護5で有料老人ホームへ入所している。以前は生活保護を受給しながら在宅生活を送っていたが、一時的に多額の収入があり生活保護は廃止。その後、ADLの低下に伴い施設入所が望まれたが、協力を得られる親族もおらず、判断能力の低下から本人自身での入所契約等も行うことができないため、後見人等が必要と判断され申立に至った。

#### (2) 市民後見人概要

60代男性。食品系民間企業での職歴あり。退職後は福祉系企業に就職し、現在も勤務を続けている。

#### (3) 成年後見類型

後見類型で審判が下りている。

#### (4) 受任まで

本案件は、区保健福祉センターから仙台市社協に対する市民後見人候補者の推薦依頼があり、受任調整委員会での検討及び推薦回答に基づいて申立が行われたものである。

受任後の活動が円滑に行われるよう、申立が行われる前に、市民後見人、仙台市社協（監督人候補者）、総合センターの三者で被後見人の生活状況や今後の手続きの流れを確認するための打合せを行っている。

#### (5) 受任後の活動及び課題

審判確定後、市民後見人は直ちに後見活動を開始し、まずは被後見人の支援を行っている各関係機関とサービス担当者会議を開催し、今後の支援方針や役割分担を確認した。その後、財産管理及び身上監護に係る必要な諸手続きを行い、専門職後見人と同様に選任時の家庭裁判所への報告書類を作成した。なお、報告書類の作成にあたっては、総合センターが記載方法等を支援し、監督人として選任された仙台市社協が監督業務を行っている。

これまでの後見活動の中で、市外に不動産を所有していたことが明らかになったり、被後見人が体調を崩した際の入院手続きを行ったりと、受任当初には予想しなかった出来事も多く発生したが、その都度後見監督人である仙台市社協や総合センターと対応を協議しながら慎重に判断し、適切に対応を行っている。また、市民後見人ならではのフットワークの軽さを生かして頻繁に被後見人を訪問しており、受任後 1 年目の家庭裁判所による監督においても市民後見人の活動内容に対して問題点等を指摘されることはなかった。受任して 1 年が

経過したタイミングで、市民後見人が後見報酬付与の申立を行い、報酬付与の審判がおりている。

後見活動を行う中では、前述のとおり申立時に確認できなかった被後見人名義の不動産の存在が明らかになったり、その不動産に対する用地買収の申し出に対応する必要が出たり、さらには被後見人が急遽体調を崩して入院が必要になったりと、受任時には予測できなかった課題がいくつも生じた。いずれも後見人として難しい判断を迫られる事態であったが、例えば入院時手続きの助言や用地買収対応への同行を監督人である仙台市社協が支援し、市民後見人本人も熱意ある後見活動を継続したことにより後見活動自体は順調に推移した。

しかし、これらの市民後見人の活動上の課題に対して、監督人である仙台市社協が監督業務の過程で活動支援や助言を行ってきたことは、監督は仙台市社協が、支援は総合センターが、という本来的な役割分担を不明確にしてしまった面もあった。監督人である仙台市社協は、総合センターと密に連携して技術的かつ適切な助言等の対応を行ったが、このことにより、総合センターの市民後見人に対する専門的見地からの支援という役割が埋没してしまったことは否めない。第1章第2節で述べた市民後見人養成・支援事業のスキームに照らして考えると、市民後見人に対する支援体制が市民後見人にとって分かりにくいものになったことは、反省すべき点と言える。

【コラム】 笑顔が宝物

市民後見人 Y・Y

「プロレスが好きだ！後楽園ホールに見に行ったことがある！」言葉にならない声で、たどたどしく一生懸命、私に話してくれました（ご本人は言葉が不自由で殆ど発言はしなく、こちらからの問いかけにベッドの中でうなずく形での会話です）。本当に嬉しそうで、笑顔で顔はくしゃくしゃでした。後見人に選任され、施設で2回目の面会の時、好きな事をお聞きしようと歌手やスポーツ選手の話をした時の事です。プロレスを会場で直かに見た事がとても自慢そうでした。この笑顔は何十年かぶりに好きなプロレスの話が出来たからだと思えました。またある時、故郷の広報誌をお見せした時、（故郷は三陸の小さな漁村です）古い潜水具の写真を見て「胸の所にある部品は錘（おもり）で、ここの海は流れが強いので流されないために使うのだ」と故郷を思い出されたようで、楽しそうに教えてくれました。この「笑顔、楽しそうな顔」を見られることが私にとって後見人としての活動の最大の喜びとなり、やりがいになっています。

私が市民後見人講座に応募した時、市民後見人は大切な、そして大変な仕事だと何となく感じていました。見ず知らずの人の生涯に寄り添うには一人ではとても背負いきれないと思えたからです。それでも私が市民後見人をやろうとしたのは、バックアップの体制がしっかりしており、また、助け合える仲間が出来ると思えたからです。

後見人として活動する時、様々な場面にぶつかります。迷う事が多くあります。この判断で良いのか？間違っていないか？一番つらい時です。でもこの時、「家裁をはじめ成年後見総合センターの人達や後見監督人、そして市民後見人の仲間達が私を見守っていてくれる。皆がご本人を見守ってくれて

いる」こう思える事が「力」になっています。私自身、活動を続けていく長い間、常に心身ともに健康であるとは限りません。弱くなった時にこの「力」が必ず必要だと思っています。

後見人として活動して2年が過ぎました。「笑顔を見せてもらえる」ことが最大の喜びであり、目的でもあることは全く変わりません。常に「ご本人に喜んでもらえるか？」を第一に、多くの人達に支えられながら、これからも活動をしていきたいと思っています。

## 2. 第3号市民後見人の活動事例

### (1) 被後見人案件概要

60代女性、生活保護受給。知的障害があり（療育手帳B所持）、在宅で生活している。以前は母親と同居していたが、母親が体調を崩して施設への入所が決まったため、今後の本人の財産管理及び身上監護面での支援が必要と判断され、申立に至った。

### (2) 市民後見人概要

60代女性、建築系企業での職歴あり。その過程で、建築士資格や福祉住環境コーディネーター資格を取得している。

### (3) 類型

後見類型で審判が下りている。

### (4) 受任まで

本案件も第2号案件と同様、区保健福祉センターから仙台市社協に対する市民後見人候補者の推薦依頼があり、受任調整委員会での検討及び推薦回答に基づいて申立が行われた。

また、受任後の活動が円滑に行われるよう、市民後見人、仙台市社協（監督人候補者）、総合センターの三者で被後見人の生活状況や今後の手続きの流れ

を確認するための打合せを設けたことも第2号案件と同様であり、このような打合せは他の案件でも実施している。

#### (5) 受任後の活動及び課題

審判確定後、各関係機関とサービス担当者会議を開催し、今後の支援方針や役割分担を確認した後、必要な財産管理及び身上監護に係る諸手続きを行い、専門職後見人と同様に選任時の家庭裁判所への報告書類を作成した。報告書類の作成にあたっては、総合センターが記載方法等を支援し、監督人として選任された仙台市社協が監督業務を行っている点も同様である。

後見活動の中では、やはり受任時には想定しえなかった被後見人の母親の死去やそれに伴う不動産等の相続手続きなどが発生した。市民後見人が建築士資格を有していたこともあって不動産の相続・登記等の手続きは滞りなく完了したほか、受任当初は毎週自宅を訪問する中で被後見人のニーズや気持ちを上手く汲み取り、当初は困難と思われた緊急通報システムを導入した。さらに、被後見人の外出機会を増やすために各種行事へ誘い、地域のサロン活動への参加へ繋いでいる。

以上のような後見活動を通じて、これまでは不可能と思われていた被後見人の自己決定が見られるようになり、被後見人からは、東京の会場へ趣味の演劇を見に行きたいという希望が聞かれるようになった。被後見人はもともと、市内の外出でも障害福祉サービスの移動支援を利用していたこともあり、母親や古くから親交のある近隣住民からは相当の反対があった。しかし、市民後見人は被後見人の希望を聞き、被後見人に寄り添って、母親らに被後見人の希望を根気強く代弁した。障害者相談支援事業所や移動支援を提供するサービス事業

所のバックアップも整ったことで、被後見人を心配する母親らの理解や協力も得て、演劇鑑賞のために県外へ外出することも叶った。

なお、本案件においても、受任後1年が経過し、家庭裁判所へ報酬付与申立てを行い、審判がおりている。

一方で、本案件を通して課題となったのは、やはり不慮の出来事への支援体制である。本案件では、母親の死去により被後見人が土地や遺産を相続することになったが、偶然にも建築士資格を有した市民後見人が選任されていたため、それらの手続きは相当スムーズに行うことができた。しかし、市民後見人がその特定の分野に長けていなければ、円滑な手続きのための効果的かつ迅速な支援体制が必要であることは言うまでもない。反対に、例えば総合センターが窓口になりサポ協等による専門的助言が受けられるような支援体制が整備されていれば、被後見人等に関する情報が不十分で受任後に不測の事態が生じても、困難な課題に対して市民後見人が対応していくことは可能であろう。

複雑化する傾向にある今日の生活課題に対応するため、このような専門家による支援や助言の体制整備は、今後の喫緊の課題である。また、関連して、全国の他都市を概観すると24時間体制で相談体制を整備している都市も見受けられるが、仙台市においてはそのような体制を整えていないため、土日や夜間の支援体制のあり方も検討が必要である。



## 【コラム】 市民後見人をこころざして

市民後見人 A・H

成年後見制度が介護保険制度と車の両輪として導入された時、ボランティアグループでの勉強会に参加したのが成年後見制度を知るきっかけでした。平成21年に仙台市で「社会貢献に関心のある市民に、地域に暮らす同じ市民の目線から、被後見人が住み慣れた地域で安心して住み続けられるように、権利を擁護・後見活動をする市民後見人を養成する」講座の開催があり、一期生として参加し、講座終了後、市民後見人候補者（社会資源のひとつ）として登録しました。

平成24年に受任の話があり、ともかく前に進まなくてはとの思いで受任しました。

私の被後見人は身体障害と知的障害があり、高齢の母親との2人暮らしでしたが、母親が施設に入り本人の希望で在宅での一人暮らしとなりました。幸い、地域の民生委員やご近所に気にかけてくださる方がおり、ヘルパーさんの支援も受けて、穏やかに暮らしています。その他にも受任後の1年間に、本人の希望で宝塚東京公演観劇を実現したり、お母様の逝去、それに伴う行為、不動産登記、自宅階段からの転落事故等々、普通の暮らしの中で様々な事が起きましたが、かかわりのある方々の協働で無事過ごせています。

後見人活動を通して、地域の支えあいや後見活動での難しさ（医療同意等）・福祉関連法律の推移・行政の政策などを学ばせていただき、仕事の奥深さを感じています。後見人としては、伴走者として本人の思いに寄り添い、生活の質が保てるように関係者（機関）と連携し支援できるよう心がけています。

## 第3章 仙台市における市民後見人養成・支援事業の評価

これまで、市民後見人への社会的期待や全国的な取り組みを概観しながら、仙台市の事業スキームや具体的な事例について触れてきた。

ここでは、仙台市における事業の内容等について詳細部分を述べ、あわせてそれらの取り組みの評価を行う。

### 1. 市民後見人候補者の養成及び登録

#### (1) 市民後見人候補者の養成

##### ①これまでの取り組み

仙台市における市民後見人候補者の養成は、平成21年度に本格的にスタートした。平成21年報告書の方針に基づいて、仙台市社協と総合センターが中心となって平成21年8月から平成22年3月までに研修を実施し、選考をクリアした希望者25名が養成研修を修了している。

具体的な養成研修のカリキュラムは、研修日数10日間、講義時間約60時間の基礎講座と、研修日数5日間、講義時間約30時間の応用講座から成っている。平成21年当時はまだ全国的にも市民後見人の養成事業を行っている自治体は多くなく、当時先進的に実施していた大阪市や東京都世田谷区、社会福祉士会等で活用していたカリキュラムを参考に実施した。

## ②養成研修に係る評価

---

市民後見人養成研修の受講人数は最終的に募集予定人数の20名を超え、上々の滑り出しであった。宮城県内での初の試みであったこともあり、養成講座の受講希望者に事前説明会への参加を義務付け、さらに2回の選考を経て養成研修受講者を決定するなど、相当程度慎重を期したが、その甲斐もあり志高い受講者が研修を修了した。

この養成研修のスキームの構築については、平成21年報告書を取りまとめる作業と同時進行で検討されてきた。当時、市（区）民後見人養成の先進都市であった東京都世田谷区と大阪府大阪市の視察を行った結果を踏まえ、仙台市版の養成研修体系をどのように構築するかということについて、市民後見人調査研究部会で検討を重ねてきたのである。結果として、決して人数は多くはないが熱意ある受講者が研修を修了したことは、質の高い人材を育成するという仙台市における養成開始時点の狙いをほぼ達成できたと言える。

また、養成のカリキュラムについても、当時としては養成研修の前例がほとんどなかった中で、仙台市成年後見サポート推進協議会参加団体や共同開催した「NPO法人ぬくもりの里せんだい・みやぎ成年後見支援ネット」の協力もあり、先進都市のカリキュラムを参考にしながら、制度に精通した専門職による効果的な研修カリキュラムを組むことができた。現在、厚生労働省などからも研修カリキュラムのモデルが示されているが<sup>20</sup>、その内容は基礎研修21時間、実践研修29時間、計50時間と、仙台市の養成研修時間は約2倍近くの内容を設けていたことになる。

---

<sup>20</sup>厚生労働省老健局「平成24年3月27日事務連絡 市民後見人の育成及び活用に向けた取り組みについて」

一方で、時間数をこなすだけでなく質の高い効果的な研修とするために、市民後見人として必要なことや求められていることを効率よく学んでもらうための系統立てた体制の構築と、それらについて講師となる各専門職がそれぞれの立場から俯瞰的に検証する場が必要である、という指摘は、研修実施の時から指摘されており、これらについては今後の課題である。

---

## (2) 市民後見人候補者の登録

### ①これまでの取り組み

---

平成 22 年 4 月、22 名が市民後見人候補者名簿への登録を希望し、晴れて市民後見人候補者が誕生した。

登録者には、養成・支援事業の実施要領に基づいて登録票及び誓約書の提出を求め、誓約書の中では、責任ある行動を取ることを、監督行為等に従うこと、そして許可なく第三者後見人等を受任したり任意後見人を受任したりすることを原則認めないことを了承してもらった。

なお、市民後見人養成当初は社会的な認識も薄く、当座の課題としては市民後見人の存在を地域住民及び各関係機関に周知し、信頼を得ることであった。そのため、家庭裁判所に対して候補者名簿を示してただ推薦依頼を待つのではなく、申立等についても監督人候補者が同行するなど（これは市民後見人への支援の意味合いもある）市民後見人の養成の事実を丁寧に説明しながら取り組みを進めてきた。

## ②候補者の登録に係る評価

---

候補者の登録に際して一定の制限を求めることは、市民後見人養成の初期段階において必要なことと考えた。それは、市民後見人の活動に対して一定の社会的信頼を担保するためであり、養成を終えた候補者を支援する最低条件でもある。後の日弁連の意見書<sup>21</sup>にもあるように、養成と支援をセットで考えていくことの重要性に鑑み、研修を修了した候補者が適切な後見活動を行うため、また仙台市成年後見サポート推進協議会をはじめとする各関係機関からの支援を受けることを可能とするための制限である。

この登録の仕組みを活動の前提とすることで、緩やかにではあるが、各関係機関の中に市民後見人の認識と信頼は広がりつつある。

なお、平成 24 年度からは市民後見人候補者の名簿登録更新のタイミングで個別に面談を行い、活動意思の確認を行うなど、候補者の受任体制を整えている。

---

<sup>21</sup> 日本弁護士会、2010、『市民後見のあり方に関する意見（2010年9月17日）』

## 2. 市民後見人の受任案件及び受任調整

### (1) 市民後見人の受任案件

#### ①これまでの取り組み

平成21年報告書においては、市民後見人が受任する事案として下記の通り定めた。

#### 市民後見人が受任する事案

下記のような事案等で、市民後見人の受任が適当であると判断されるもの。

- ア 財産管理面において紛争状態にない事案
- イ 主たる後見活動が身上監護である事案
- ウ 虐待の事実がなく、親族との関係で問題がない事案

加えて、市民後見人の仕組みが定着するまでの間は、事案の内容を把握しやすい市長申立案件を中心に受任することとし、これまでの仙台市での8件の受任案件はすべて市長申立案件である。

#### ②受任案件の評価

上記に定めた3つの受任事案は、これまでの市民後見活動をスムーズなものにした要因の一つと言える。特に、財産管理面で紛争性がある案件や被虐待者のケースなどには高度な専門知識とスキルが求められ、それは本来市民後見人の趣旨とは合致しない。法的な権限を付与された存在でありながら、地域にお

ける支えあいを活動のスタンスとしている市民後見人の制度は、このような受任要件を定めることで上手く機能した。

また、市長申立案件は行政（区保健福祉センター）が市長申立を決定する段階ですでに多くの情報が整理されていたため、市長申立案件を中心に受任したことは受任後の後見活動が円滑に進む一助となった。

一方、市長申立案件を中心に受任するという方向性は、行政以外の関係機関（親族を含む）から総合センターに寄せられた相談案件を、市民後見人の受任につなげることを躊躇させる要因にもなった。すべての成年後見に関する相談が総合センターを経由するわけではなく、また、関係機関に対しては市民後見人の存在や受任案件を積極的に周知しなかったこともあり、結果として、市民後見人をよく知る行政を経由しなければ市民後見人までアクセスできない状況であった。これは、前述のとおり、受任後の活動を重視して丁寧かつ慎重に進めた結果であるが、平成 22 年 4 月に候補者が登録されてから 4 年以上が経過して 8 件という受任件数は少ないという意見もある。

---

## （2）市民後見人の受任調整

### ①これまでの取り組み

平成 21 年報告書では、市民後見人の受任手続きも重要視されている。相談のあった案件が前述の受任事案に適しているかどうか、その場合に候補者の中から誰を推薦するか、ということについては専門家によって構成される「受任調整委員会」で判断する仕組みとした。

## ②受任調整の評価

---

この受任調整委員会の開催により、各専門職の視点から、市民後見人が受任する案件としての当該事案の適否を判断するフィルターが設けられ、これもまたスムーズな受任後の後見活動を実現できた大きな要因となった。

なお、候補者の推薦にあたっては、候補者と被後見人等の居住地の物理的な距離のみならず、候補者の当該案件への適性や後見活動の履行可能性などを総合的に勘案している。



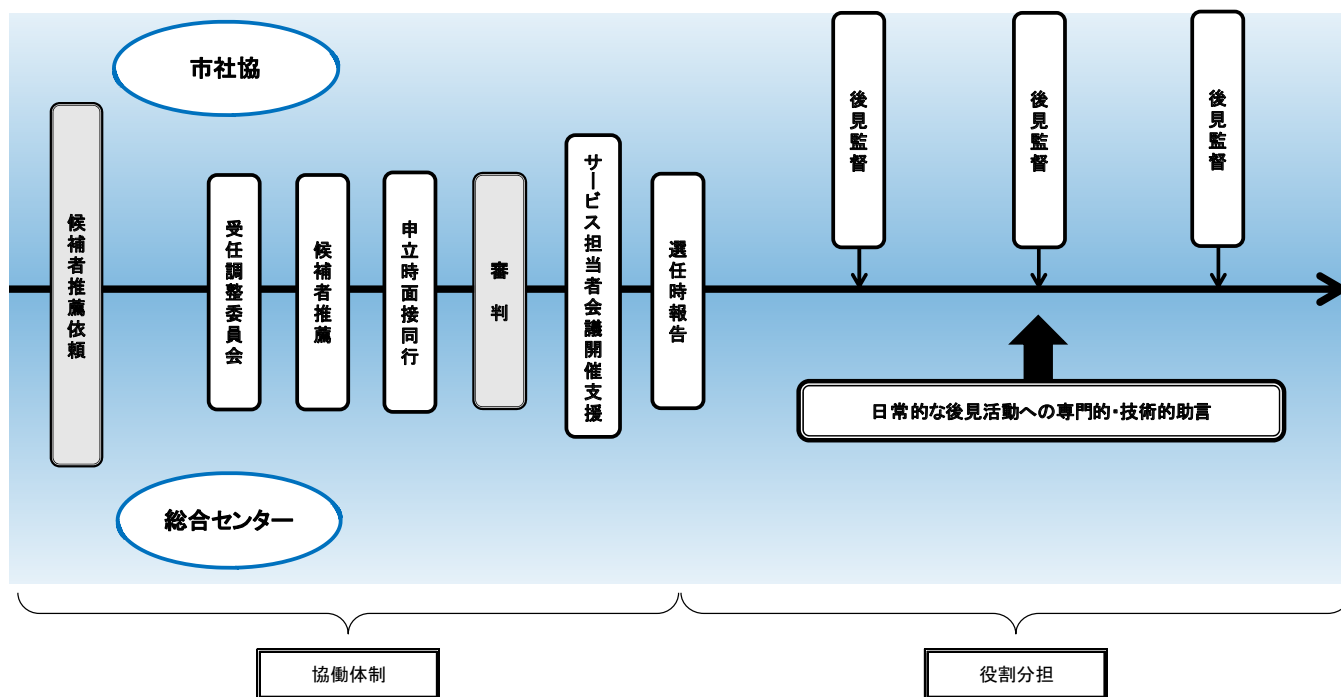
### 3. 市民後見人への支援

#### (1) これまでの取り組み

平成 21 年報告書内では、市民後見人に対する支援は総合センターが行っていくと記載されている。この支援は、受任までの支援と受任後の支援というように、大きく2つのステージに分けることができる。

まず総合センターが行う受任までの支援としては、受任調整委員会開催前の情報収集及び整理、申立時の面接同行などが挙げられる(図表 4【再掲】参照)。

図表 4【再掲】 市民後見人に対する支援のイメージ



この時、仙台市社協は、受任調整委員会の開催調整や推薦といった必要な事務的な業務を担当し、総合センターの支援体制に協力している。

審判が確定した受任後に総合センターが行う支援としては、サービス担当者会議開催調整支援、選任時報告書類等の作成支援、そして日常的な後見活動への専門的・技術的支援となっている。

一方、仙台市社協は市民後見人選任と同時に後見監督人にも選任されているため、受任以降は後見監督人の立場として、独自に定めた後見監督内容により市民後見人の活動に対し指導、監督を行っていくことになる（後見監督の内容については後述）。

---

## （２）活動への支援の評価

市民後見人に対しては、後見監督人である仙台市社協や、総合センターの支援が継続的に行われる仕組みを伝えており、市民後見人ひとりでは判断することが困難な事案から日常的な後見活動の小さな疑問まで、これまで多くの相談が寄せられている。特に受任直後などには、市民後見人の活動の一挙手一投足まで相談が寄せられることもあったが、それは裏を返せば、市民後見人の後見活動への不安とサポート体制への期待とも言える。だからこそ、全国各地でも同様に市民後見人への継続した支援体制が敷かれており、その必要性や有効性は論を待たないところである。

しかしながら、その支援体制のあり方については、第 1 章第 3 節で述べたように各自治体ではばらつきがある。これまで仙台市では、仙台市社協と総合センターが協働して市民後見人への支援を行ってきた。例えば、定期的実施する後見監督のタイミングは市民後見人にとって日々の疑問を解消する良い機会で

もあり、多くの場合専門的な対応が必要な案件についても監督人である仙台市社協が市民後見人への助言等の支援を実施してきた。これは、平成21年報告書をまとめる際の議論において、「市民後見人には後見監督人等を選任するなどの明確な支援体制を構築すべき」と、監督と支援は明確な区別なく認識されていたためであり、その結果として複数の支援主体が市民後見人の活動をサポートできるメリットがあったが、一方で、仙台市社協と総合センターの明確な役割分担はなされておらず、市民後見人にとって相談先がわかりにくい状況も生み出してしまっていた。

さらに、市民後見人の受任件数の増加に伴い、市民後見人からの相談内容も専門的知識を要するものであったり、市民後見人側にもどこに相談したらよいかという相談先の混乱が生じたりしたため（監督業務を担う仙台市社協職員が総合センター職員を兼務しているという事情もあり、さらに分かりにくかった）、仙台市社協と総合センターの役割分担は、その委託契約の中で、今後は仙台市社協が監督人としての監督業務や支援を行い日常的な支援は総合センターが行っていく、という整理を目指してきたところである。

この事実をどう評価すべきか、ということについては、今回のあり方検討部会の中でも議論が行われたところである。監督と支援を区別せずに一体的に捉える事で市民後見人への支援体制がより強固なものとなる、という意見もあったが、やはり法的な監督人としては市民後見人への活動支援とは別な視点で市民後見人を捉えるべき、と整理された。後見監督人の職務は、後見人活動の適切さを指導、監督するものであり、それは広義の支援とも言えるが、総合センターによる日常的な支援体制が構築されている中では、監督人は一定の緊張感を持って指導、監督を行うという本来的な業務を遂行することが望ましい。こ

のような整理は、市民後見人にとっても、監督体制と支援体制を明確に区別して理解することができるという意味で有効であろう。

## 4. 市民後見人への監督

### (1) これまでの取り組み

市民後見人に対する支援について述べた前項で、すでに監督業務の取り組みについて触れたが、ここでは後見監督のスキームの詳細を述べる。

平成 21 年報告書では、市民後見人には日常的な助言等の支援だけでなく、適切な後見活動を担保するための仕組みとして後見監督人が必要であるとされた。特に、今後市民後見人の仕組みを拡充させていくためには、不祥事等で市民後見人に対する社会的な信用を失墜させてはならない。

市民後見人に対する後見監督のフローは図表6のとおりである。選任直後の家庭裁判所への報告、選任後1年が経過した後の家庭裁判所の監督といった定期的な監督業務以外にも、1年目は3ヶ月に1回「後見監督 B<sup>22</sup>」と「後見監督 A<sup>23</sup>」を交互に、2年目以降は4か月に1回「後見監督 A」を実施し、短いスパンで顔の見える関係作りを意識しながら監督業務を行っている。

---

<sup>22</sup> 預貯金出納表、現金出納表などの各種出納表や通帳原本をチェックして適切な財産管理が行われているか確認するとともに、市民後見人活動日誌の提出も求めて後見活動全般に係る指導・監督を行う監督事務。受任初年度の3ヶ月目、9ヶ月目を実施している。

<sup>23</sup> 「後見監督 B」に加え、財産目録の提出や収支予定表、収支報告書などの提出を求める監督事務。受任初年度は6ヶ月目を実施し、12ヶ月目の家庭裁判所の監督に備えている。また、2年目以降は4か月に1回実施する。

図表6 後見監督フロー図

	市民後見人	市社協による後見監督 ( )内は総合センターによる支援	家庭裁判所	付記
1ヶ月目	受領← 即時抗告なく2週で審判確定 (市社協へ報告→)	(後見等監督人関係書類受領←)	←審判の告知、審判書(謄本)送付	
	↓受領←		←後見人等選任に当たっての連絡、財産目録、収支予定表の様式送付、提出の指示。	
家裁監督	財産目録、収支予定提出→	←立会い(作成支援)	→受理、確認	市民後見人、市社協はコピーを保存
3ヶ月目	↓受領←	←市社協後見監督実施文書送付、必要書類の提出指示		
	必要書類作成、提出 (各種出納帳、通帳原本提示)→	→受領、確認		市民後見人は原本を提出し、コピーを保存(以下同様)
6ヶ月目	↓受領←	←市社協後見監督実施文書送付、必要書類の提出指示 (作成支援)		
	必要書類作成、提出 (財産目録、収支予定表、各種出納帳、通帳原本提示)→	→受領、確認		
9ヶ月目	↓受領←	←市社協後見監督実施文書送付、必要書類の提出指示		
	必要書類作成、提出 (各種出納帳、通帳原本提示)→	→受領、確認		
12ヶ月目	↓受領←		←財産目録、収支報告書、後見事務報告書の様式送付、提出の指示	
	必要書類作成、提出 (財産目録、収支報告書、後見事務報告書等、通帳原本提示)→	←立会い(作成支援)、 後見監督報告→	→受理、確認	
13ヶ月目	報酬付与申立→	(作成支援)	→受理、確認↓	
	受領後、報酬受領←		←報酬付与の審判書送達	
16ヶ月目	↓受領←	←市社協後見監督実施文書送付、必要書類の提出指示 (作成支援)		
	必要書類作成、提出 (財産目録、収支予定表、各種出納帳、通帳原本提示)→	→受領、確認		
20ヶ月目	↓受領←	←市社協後見監督実施文書送付、必要書類の提出指示 (作成支援)		
	必要書類作成、提出 (財産目録、収支予定表、各種出納帳、通帳原本提示)→	→受領、確認		
24ヶ月目	↓受領←		←財産目録、収支報告書、後見事務報告書の様式送付、提出の指示	
	必要書類作成、提出 (財産目録、収支報告書、後見事務報告書等、通帳原本提示)→	←立会い(作成支援)、 後見監督報告→	→受理、確認	
25ヶ月目	報酬付与申立→	(作成支援)	→受理、確認↓	
	受領後、報酬受領←		←報酬付与の審判書送達	

・以後、1年ごとの家裁監督、報酬付与申立と、4ヶ月ごとの後見監督Aの繰り返し。  
 ・必要に応じ後見監督Bを実施するとともに、事例報告会への参加を求める。

## （２）後見監督に係る評価

市民後見人に監督人をつけるという基本的なスキームは、市民後見人が定期的に作成した書類等のチェックを受けることで活動のスキルの向上も図られているという副次的効果も生んでいる。

また、後見人による不祥事は、権利を擁護するはずの後見人が被後見人の権利を侵害するという、あってはならない事態である。そのようなことのないよう社会的な信頼を得て活動していくためには、市民後見人に対する監督体制は今後も重要な視点である。

一方、現在活動を継続している８件の市民後見人に対して、細やかな監督業務を行うことについて、事務量負担が生じ始めていることも事実である。この点については、今後も市民後見人の増加が予想されることから、体制整備が課題である。

## 5. 市民後見人の活動の実際について

### (1) これまでの取り組み

市民後見人の受任状況や活動の実際については第2章で事例としてすでに述べたが、ここではその他の活動状況を紹介する（平成26年5月現在）。

なお、8件いずれの案件も仙台市社協が後見監督人として選任されている。

	受任年	後見活動の実際
	類型	
	市民後見人	
第1号案件	H23.4	<p>被後見人は80代女性。亡夫の借金のために破産宣告を受け、強制執行による立ち退きで住宅を喪失し、平成13年に養護老人ホームへ措置入所。認知症の進行により今後の入所契約が困難なため、市長申立により平成23年4月に市民後見人が選任された（宮城県内で初の市民後見人受任案件）。</p> <p>選任から2ヶ月が経過した後、被後見人の容体が急変し死亡が確認された。本来、被後見人の死後の事務については後見人及び後見監督人に法的な権限はないが、法定相続人から必要な協力が得られない状況であったため、仙台家庭裁判所の指示を仰ぎながら死後の清算事務を行い、後見活動を終了している。</p>
	後見	
	60代男性	



	受任年	後見活動の実際
	類型	
	市民後見人	
第2号案件	H24.5	<p>被後見人は60代男性。平成6年頃からホームレス生活を始め生活保護受給。その後体調を崩して在宅生活が困難となり、平成19年より有料老人ホームへ入居となった。平成20年、過去の証券株取引で多額の収入を得たため生活保護が廃止となっている。施設入所後は施設で金銭管理等を支援していたが、施設を転居することになり、金銭管理が行えなくなったことから平成23年に日常生活自立支援事業と利用契約を締結。</p> <p>その後、認知症状の進行が見られ、特別養護老人ホームでの支援が望まれたが、本人自身での入所申込や契約を行うことができず、市長申立により市民後見人が選任された。</p>
	後見	<p>選任後に、本人名義の土地家屋が見つかり、その土地の誘致の話が持ち上がるなど当初想定していなかった場面に遭遇するが、その都度、市民後見人のこれまでの経験を活かし適宜対処されている。被後見人と年齢が近いことから、同年代の若かりし頃の話等でコミュニケーションを図ったり、生家である地元の広報誌を取り寄せ本人に提供するなど、本人の目線に立った支援を行っている。</p>
	60代男性	

	受任年	後見活動の実際
	類型	
	市民後見人	
第3号案件	H24.9	<p>被後見人は60代女性。幼少時に脳性麻痺を発症したことを懸念してか、本人が成人するまで両親が家から出さず暮らしてきた。これまで全面的に本人を支えてきた母親が認知症になり、本人の支援を継続することが困難となったことから、平成22年9月母親とともに日常生活自立支援事業の利用契約を締結し、母親と在宅生活を継続していた。その後、母親が緊急入院し在宅生活が困難となったため施設入所となったが、本人には母親以外身寄りもなく、知的障害による理解力等も低く、今後の身上監護、財産管理が必要となり、また、亡父名義の不動産があり相続手続きも必要であったことから、市長申立により市民後見人が選任された。</p>
	後見	<p>選任後は、地域の住民や民生委員等の協力を得ながら、本人への日々の声掛けや見守りを行っていただくなど関係性を築きながら、市民の目線で支援を行っている。</p>
	60代女性	<p>こまめな活動により、本人の自己決定能力、行動力が引き出され、これまで考えられなかった一人での買い物や県外への宝塚鑑賞等が実現するなど、活動範囲が広がり、被後見人は地域に見守られながら楽しく在宅生活を継続している。</p>

	受任年	後見活動の実際
	類型	
	市民後見人	
第4号案件	H25.5	<p>被後見人は80代女性。平成24年に日常生活自立支援事業の利用契約を締結し、在宅で生活していた。次第に認知症による判断能力の低下が顕著になり、施設入所が検討されたが、申立人となる親族がいなかったため、市長申立により市民後見人が選任された。</p>
	後見	<p>選任後、市民後見人は被後見人の入所先である施設をこまめに訪問し、本人の身体状況の変化を見極めながら、本人の希望を施設職員等へ代弁する後見活動を継続している。</p>
	50代女性	<p>積雪のために被後見人が楽しみにしている散歩ができなかった時期には、本人の希望を叶えるべく、施設職員に協力を要請して、施設の近所のケーキ屋で被後見人の誕生日を一緒に祝うこともできた。</p>

	受任年	後見活動の実際
	類型	
	市民後見人	
第5号案件	H25.5	<p>被後見人は70代男性。平成24年5月日常生活自立支援事業の利用契約を締結し、在宅で生活していた。契約後、認知症の進行により、自身がどこにいるのかわからなくなることもでてきた。その状況の中、本人宅アパートが老朽化のため取り壊しになるとの話が浮上し、平成25年2月までにアパートを退去せざるをえなくなった。在宅での一人暮らしも困難な状況になってきていたことから、施設入所が検討され入所契約が必要になったことから、市長申立により市民後見人が選任された。</p> <p>受任後、体調を崩し救急搬送されるなどの事態が発生。緊急時の対応について、監督人である仙台市社協や総合センターが施設及び関係機関との協議を支援し、調整を図っている。</p>
	後見	
	60代女性	

	受任年	後見活動の実際
	類型	
	市民後見人	
第6号案件	H26.1	被後見人は60代男性。長年ホームレス生活を送っていたが、糖尿病や妄想、幻覚が出現し、平成20年に施設入所となった。その後、ADLが低下して車いすでの生活になった事や難聴、白内障により目が見えない状態となり、コミュニケーションをはかることが難しい状態となってきたため、介護施設への入所が必要となった場合の入所申込や契約が必要なこと、また、本人の亡親族の相続手続きが必要な状況もあり、市長申立により市民後見人が選任された。
	後見	
	60代女性	受任後は、懸案事項の一つであった亡親族の相続手続きを適切に完了している。後見人は施設との連携を図りながら、本人とのコミュニケーションの取り方などを工夫して支援を継続している。

	受任年	後見活動の実際
	類型	
	市民後見人	
第7号案件	H26.4	<p>被後見人は80代女性。東日本大震災後、避難所生活をしてきた際、集団を逸脱することはなかったが、話がかみ合わず、同じ手続きを忘れて何度も行っていたり、思い込みが強く切り替えが難しいなどの状況がでてきた。日常的な手続きや金銭管理も難しくなってきたことから、平成23年に日常生活自立支援事業の利用契約を締結し、在宅生活を継続している。今後、震災復興住宅への転居を予定しているため、契約等の手続きを行う必要があり、市長申立により市民後見人が保佐人として選任された。</p>
	保佐	<p>受任後は、日常生活自立支援事業の毎週の支援に同行し、本人との関係性を築いている。生活状況や本人の金銭の流れを把握し、徐々に保佐人へ支援を移行していく予定である。本人は判断能力に低下が見られるものの、身体的には健康で毎日外出されていることから、現在の生活リズムを崩さないよう、本人の意思を尊重しながら支援している。</p>
	60代女性	

	受任年	後見活動の実際
	類型	
	市民後見人	
第8号案件	H26.5	<p>被後見人は80代男性。特別養護老人ホームへ措置入所だったが、重度の認知症のために今後の財産管理や入所契約を行うことができず、市長申立により市民後見人が選任された。</p> <p>現在は、家庭裁判所に対する選任後1ヶ月目報告の準備中であるが、それに先立って施設職員や区担当者に出席を依頼して担当者会議を開催し、今後の手続きの流れや本人の状況を確認し、今後の後見活動に備えているところである。</p>
	後見	
	60代女性	

## (2) 市民後見人の活動の評価

市民後見人の受任要件は身上監護中心ということもあり、実際に受任した案件では細やかな訪問やそれによる被後見人のニーズ把握等が期待された。実際には案件によって差があるものの、すでに活動を開始している市民後見人は細やかな訪問を重ね、被後見人等の自己決定をサポートし、被後見人等にとって身近に感じられる“日常生活の伴走者”としての役割を全うしている。

また、仙台市では、市民後見人の報酬付与申立ては“原則行うものとする”としてきたが、後見活動が1年を経過した市民後見人には報酬付与の申立を行うかどうかを選択してもらっており、これまで後見活動が1年を経過した市民後見人は全て報酬付与を申立て、付与決定の審判が下りている。

## 6. 市民後見養成・支援事業の実施主体と財源

### (1) これまでの取り組み

仙台市における市民後見人養成・支援事業は平成 21 年報告書を受け、平成 21 年度からスタートした。これは全国的にみて、特に政令指定都市としてはかなり早い段階からの取り組みであった。

事業開始にあたっては、平成 21 年報告書を取りまとめたサポ協団体や仙台市所管課と協議を重ねているが、その中で事業の実施主体は総合センターを運営する仙台市社協と規定された。また、事業財源については、総合センター運営経費と同様に、仙台市と仙台市社協で費用負担をすることが望ましいとされ、現在も事業の費用は両者の折半となっている。

### (2) 事業運営の評価

仙台市社協は平成 19 年に総合センターを設置し、主に仙台市内の成年後見制度全般に関わる相談に応じるなど、制度の普及・啓発に努めてきた。その総合センターの業務の一部は専門知識に長けた NPO 法人に委託しており、市民後見人養成・支援事業も同法人と連携しながら実施できたことは、事業実施の目的の達成に大きな効果をもたらした。

今後、市民後見人の制度の周知が進んで受任件数が増加すれば、定期的に養成事業を行っていく必要も生じる。また、比例して増加する受任者や候補者に対する支援体制もより強固なものにしていく必要がある。



また、制度がその目的の達成のために継続的に実施されていくためには、安定的な事業実施のための財源等が必要不可欠である。特に、仙台市社協の事業担当者は、後見監督業務と日常生活自立支援事業の職務を兼務しており、また、総合センター職員も市民後見人に限らず仙台市内の成年後見に関する相談等に  
応じている状況であり、市民後見人養成・支援事業に関する専任職員の不  
存在は今後の大きな課題と言える。

## 7. その他

### (1) 家庭裁判所との連携について

市民後見人の受任にあたっては、家庭裁判所の理解・協力も必要不可欠である。養成・支援事業を開始した直後は、全国的にも市民後見人の認知度は低く、家庭裁判所としても選任の判断は慎重になされることが予想されたため、仙台市社協が監督人となることを提案するなど、円滑な受任に向けての制度的な仕組みを整えてきた。

また、家庭裁判所からも、家事関係機関連絡協議会への参加打診等があり、その中で市民後見人に関する話題提供等を行い、周知に努めてきたところである。

### (2) 広報、周知について

市民後見人の受任案件を市長申立案件中心としたことで一定の成果があったことはすでに述べたが、反対に市民後見人の存在は関係機関等に広く周知されたとは言い難い。全国的な傾向として、第三者後見人等が親族後見人等の割合を上回っているが、それでも第三者後見人等の中の市民後見人の受任割合は決して多くなく<sup>24</sup>、仙台市においても同様である。

今後、市民後見人をより効果的な社会資源としていくためには、これまで以上に多くの広報機会を設け、その目的の周知が必要である。

<sup>24</sup> 『成年後見関係事件の概況－平成 25 年 1 月～12 月－』によれば、全体総数 33,343 件の開始事件のうち、市民後見人の受任件数は 167 件である。

## 第4章 これからの仙台市における市民後見人養成・支援事業

本章では、前章での取り組みの評価を受け、これからの仙台市における市民後見人養成・支援事業のあり方の方向性を示していく。

### 1. 市民後見人候補者の養成及び登録

#### (1) 第2期市民後見人養成研修

全国的な成年後見制度の利用実態の増加や人口動態、制度の更なる周知等により、今後も成年後見制度の利用ニーズは増加が見込まれる。その中でも、身上監護を中心とし、きめ細やかな対応と市民の目線から活動する市民後見人に対する期待は大きい。

仙台市においては、現在 15 名が市民後見人候補者名簿に登録しているが、近年のペースで今後も受任が進めば、平成 27 年度中には第 1 期養成による名簿登録者は全員が受任することが見込まれる。したがって、今後のニーズ増加に対応するため、そして市民後見人の制度を持続可能なものとするべく、さらなる候補者の養成が必要と考える。

今後は、平成 27 年度に第 2 期養成研修を実施し、平成 28 年度からの活動開始を目指していく予定である。

なお、第2期養成のスキームについては、基本的に第1期養成研修のスキームを踏襲し、今後実情に合わせて必要なブラッシュアップを図っていく予定である。

## (2) 費用の設定

養成研修の実施についての新たな財源確保は不可避の課題である。市民後見人の社会貢献的な役割や、近年の法整備に見る市民後見人養成に対する公的関与を鑑み、養成に係る費用は市補助金を財源とした公費で賄っていくことが適当と考える。一方、研修に係る実費相当分（テキスト代等）は受講者の負担とするのが適当であろう。

養成研修終了後、候補者名簿に登載されている期間に生じる費用（継続研修や連絡調整に係る費用等）については、市民後見人が受任するまでの養成の一環として、これも市補助金等を活用することが望ましいと考える。

以上のことをまとめると、市民後見人の養成・支援が徐々に多くの自治体で取り組まれて一般的な制度になってきていることを鑑み、今後市民後見人の制度が持続可能なものとなっていくためには、養成研修及び名簿登録に係る費用は徴収せず、自治体の責務と財源負担により市民後見人養成・支援事業を実施していく形があるべき姿である。

なお、後見活動開始後にも、後見監督時にかかる費用（必要書類のコピー等）や市民後見人の賠償責任保険料などの諸費用が発生する。仮に、市民後見人の養成は公的関与のもと行われるので市民後見人の報酬付与申立を認めるべきではないという結論になれば、当然これらの受任後の費用についても公費負担が妥当と考えられる。しかし、仙台市では報酬付与申立を各市民後見人の判断に

委ねていることから（本章第6節で後述）、受益者負担の考え方からこれらの費用を後見活動報酬で賄うという考え方もできる。一方で、報酬はその被後見人の資産要件や後見活動の内容等により家庭裁判所が決定するため一律ではなく、さらに中には意図的に報酬付与を申し立てない市民後見人がいる可能性もある。したがって今回の検討の結論としては、受益者負担の考え方と公平性の双方を考慮し、受任手数料として市民後見人から「徴収できる」こととし、その取扱いの詳細は今後要綱等で定めていくこととする。

### （3）市民後見人継続研修

継続研修は、平成22年に候補者が名簿登録をしてから、同一の候補者及び受任者を対象に4年以上行われている。しかし、受任件数が増加するにしたがって、候補者と受任者で必要とする研修内容に一部差が生じてきたことから、今後は受任者向けと受任候補者向けの研修をそれぞれ行うなど、対象者や年間の回数、内容等について見直しが必要である。

加えて、受任を待つ候補者にとっては、自らのスキルアップを目的に自発的に参加できるよう、また受任者にとっては、後見活動を適正に継続して行うことができるよう、受任者及び候補者のモチベーションの維持とのバランスを勘案しながら、継続研修プログラムの体系化に向けた工夫も必要である。

### 【市民後見人養成及び登録に係る今後の方向性のまとめ】

- 1) 養成研修のスキームや研修カリキュラムをブラッシュアップして、第2期養成研修を平成27年度に実施し、ニーズ増加への対応を図る。
- 2) 養成研修及び受任までの研修継続期間に係る費用は、ニーズ拡大と制度の持続可能性の観点から、自治体の財源負担により賄われることが望ましい。
- 3) 受任後にかかる費用は、市民後見人から徴収できるものとする。ただし、報酬付与については市民後見人に委ねていることから、一律徴収するのではなく、その詳細は今後要綱等で別に定める。
- 4) 継続研修については、その対象や内容を見直し、効果的かつ体系的な研修プログラムを引き続き検討していく。

## 2. 市民後見人の受任案件及び受任調整

### (1) 受任案件の再定義

市民後見人が受任する案件は、下記の3つの要件がベースとなり、市長申立案件を中心に受任してきたことは前述のとおりである。

#### 市民後見人が受任する事案

下記のような事案等で、市民後見人の受任が適当であると判断されるもの。

- ア 財産管理面において紛争状態にない事案
- イ 主たる後見活動が身上監護である事案
- ウ 虐待の事実がなく、親族との関係で問題がない事案

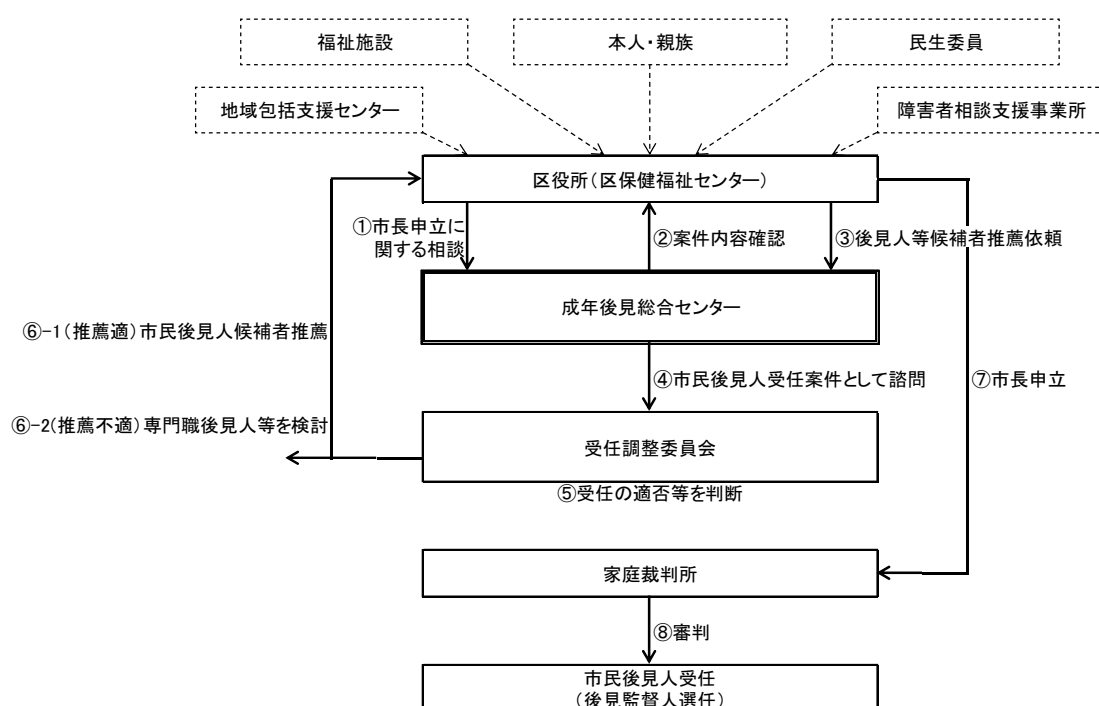
このような丁寧な受任案件設定により市民後見人の受任が進められてきたが、今後は成年後見制度に対するニーズの拡大に対応するため、市長申立案件に限らず、基本となる3つの要件を満たす案件については積極的な受任が望ましいと考える。

受任案件の拡大ともいえるこの方針を実効性あるものとしていくためには、さらなる支援体制の充実が必要である。具体的には、親族や本人が申立人となる案件では、可能な限り総合センターが情報を整理して、市民後見人の受任後の活動をスムーズにする仕組みなどが有効と考えられる。

## (2) 市民後見人推薦依頼の相談ルート

今後、市民後見人の受任案件を拡大していく際には、第3章第2節の取り組みの評価で触れたとおり、よりいっそう市民後見人にアクセスしやすい相談体制づくりが必要である。例えば、親族や関係機関からの申立相談などについて、総合センターが相談初期のアセスメントを行い、市民後見人の受任案件に適すと思われる事例をこれまで以上に積極的に発掘し、受任調整までアクセスしていく仕組みなどである。総合センターが成年後見制度利用の相談のプラットフォームとなり、従来どおり多様な主体から相談を受けた際に、後見人候補者の一つの選択肢として市民後見人を積極的に考慮していくことで、市民後見人の制度の充実も同時に期待される（図表7、8）。

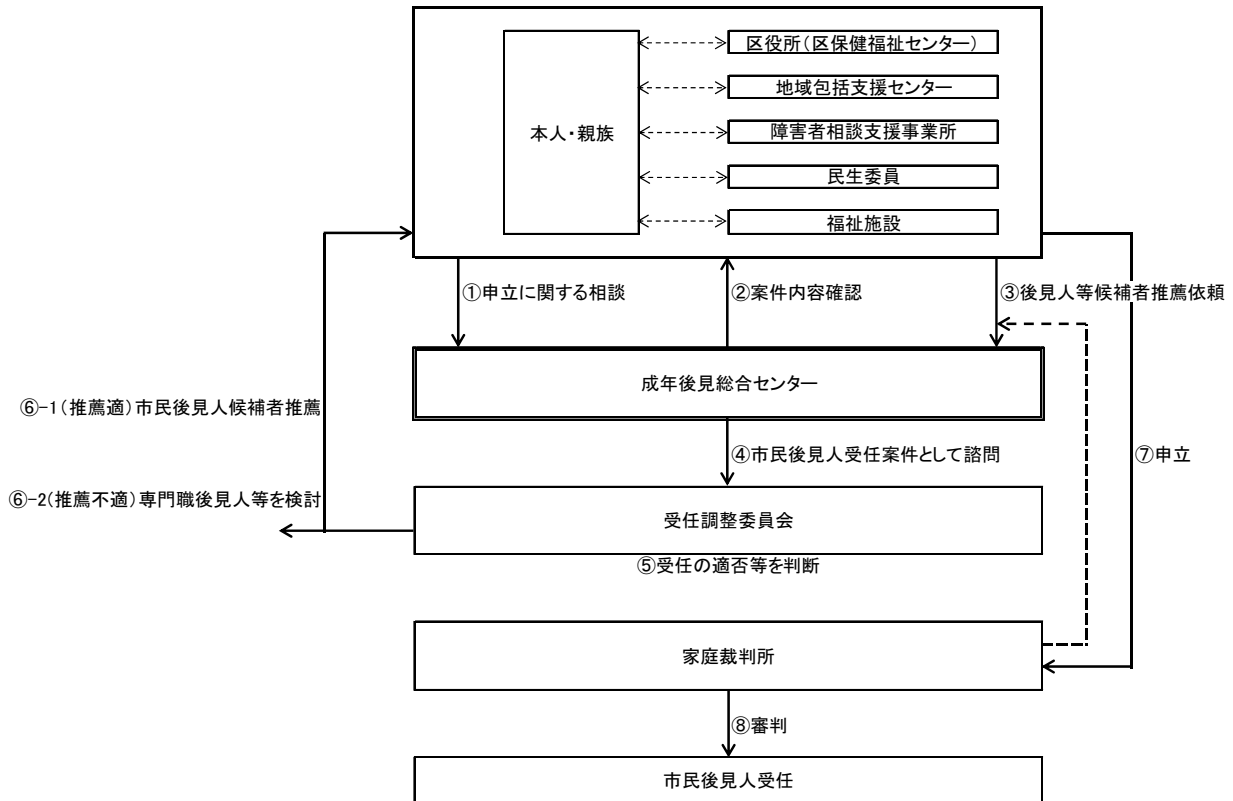
図表7 市長申立案件の場合の市民後見人受任フロー図



※各関係機関が区保健福祉センターへ市長申立等についての相談を行い、市長申立案件の中から市民後見人受任案件としての相談からスタート。  
 ※区から依頼のあった時点で、本人の状況がある程度把握でき市民後見人の活動がスムーズになるメリットがある。



図表8 申立人を特定しない場合の市民後見人受任フロー図（今後のスキーム）



※本人・親族等から相談があり、市民後見人受任の可能性について相談する主体として、専門職団体も含む。  
 その場合、市民後見人が受任する案件としての適否基準について事前の広報や相談対応が重要となる。  
 また、将来的には家庭裁判所からの推薦依頼も想定。  
 ※申立支援と受任候補者調整の両方を成年後見総合センターが担うことが可能となり、手続きがスムーズとなる。

また、現在は、受任前の情報収集を丁寧に行う観点から、市民後見人候補者名簿を家裁へ提出せずに申立時に受任候補者として市民後見を推薦する形を取っているが、将来的には、市民後見人の特徴を理解してもらい、家庭裁判所からの推薦依頼というルートでの受任も想定していく。そのためには市民後見人自らのスキルアップと監督及び支援体制の充実、相談時の積極的なニーズ発掘、そして制度の周知が必要である。

### (3) 受任調整の必要性

今後、市民後見人が受任する案件を拡大し、積極的に市民後見人につながる相談体制を構築する際には、受任調整の仕組みはより重要になる。

これまでも、市民後見人が受任する案件として妥当かどうか、という最終的な判断は受任調整委員会で行ってきた。この仕組みでは、相談案件が市民後見人の受任案件として適当かどうかの判断だけに留まらず、市民後見人が活動していく際の留意点や確認すべき事項などの助言もあり、後見活動がスムーズに行われていくための効果的な要素であることはすでに第3章第2節で述べたとおりである。

総合センターによる案件のアセスメントと合わせて受任調整委員会で適否の判断が行われることにより、市民後見人の活動環境と履行可能性が担保され、市民後見人の受任案件の拡大と相談体制の充実の仕組みは実効性と確実性、継続性を伴い、今後市民後見人の制度はさらなる発展を遂げることになるだろう。繰り返しになるが、そのためにも、受任調整の仕組みにより市民後見人の受任案件を精査していくことは、今後も継続して必要なスキームである。

### 【市民後見人の受任案件及び受任調整に係る今後の方向性のまとめ】

- 1) 市民後見人の受任案件は基本となる3つの要件を今後も踏襲し、市長申立案件以外の相談案件も市民後見人の受任につなげる体制を構築する。
- 2) 市民後見人の受任が進むよう、総合センターが中心となり、市民後見人にアクセスしやすい相談経路を整理する。また、積極的に市民後見人の制度を周知し、家庭裁判所をはじめとする関係機関等の理解と協力を促していく。
- 3) 相談件数が増加しても市民後見人が受任すべき要件や活動の質が担保されるよう、受任調整の仕組みを継続していく。

### 3. 市民後見人への支援

#### (1) 支援メニューと支援スキームの明示

成年後見制度のニーズの拡大に対応すべく市民後見人を新たに養成して広く相談を受け付けていく際には、支援体制の拡充をあわせて行っていくことが必要不可欠である。これまで受任した市民後見人の事例から明らかになった課題に対して、どのような支援体制が必要かつ有効か、ということについて、今回のあり方検討部会でも活発な議論が交わされた。

例えば、活動上生じた課題や疑問に対し、後見監督人である仙台市社協へ問い合わせるべきか、支援機関である総合センターに問い合わせるべきか判断に迷った、という声が市民後見人から上がっている。これに対しては、監督と支援を明確に分離し、市民後見人の相談先を明確にする体制を作っていくことが必要であり、またそれに向けてすでに整理を目指してきたところである。

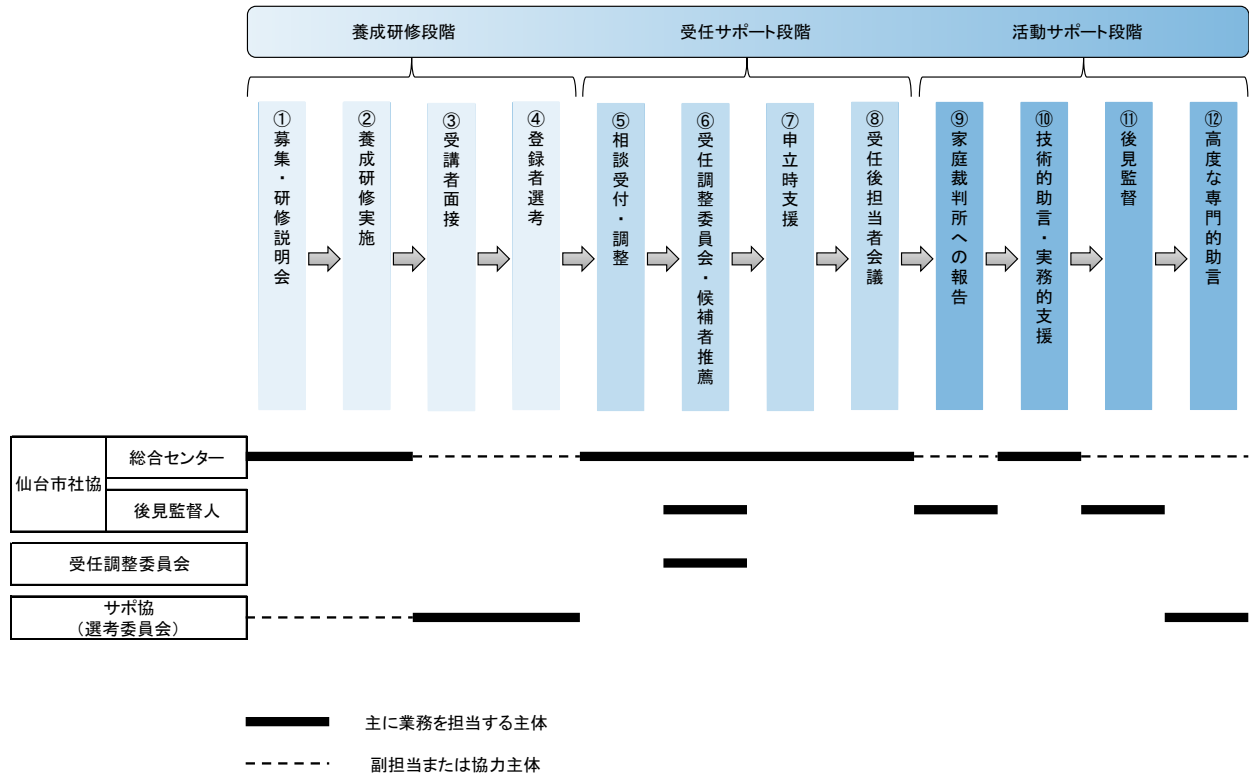
また、活動上生じた課題等に対し、その時にどう対応したのか、という事例を蓄積した「市民後見人活動のQ&A集」などを作成することは、今後の市民後見人活動の一助になるであろう。後見人が直面する課題への対応は、被後見人等の身体的要因、経済的要因、生活環境要因等の影響を受けて千差万別であり、一つの課題に対して明確な正解はない。しかし、市民後見人がその責務において自ら判断し、主体的に後見活動を行っていくための道しるべとして、事例を蓄積し、限りなく正解に近い対応策を選択できるツールは、今後の市民後見人活動をより適性かつ有効なものにしていくであろう。

さらに、全国の他の自治体ですでに実践されている24時間体制での直通相談対応、いわゆるホットラインについても検討が行われた。きめ細やかな支援メニューの一つとしてホットラインは有効であるが、財源、人的体制などの面から、現時点で継続的な支援メニューとしてホットライン体制を構築することは困難であろうとの結論に至った。近い将来、ホットラインの体制整備は必要と考えるが、現時点ではQ&A集の作成支援や後見人どうしの意見交換の場の設定など、対応可能なメニューで支援を行い市民後見人の質の向上を目指していく予定である。

もう一つ、支援メニューとして有効と思われるのは、専門職団体によるバックアップ体制である。例えば、相続問題、債務問題、不動産に関する問題、虐待問題、家族間の問題などが受任後に生じた場合の対応には、一定の専門的知識と判断が求められる。これらの問題がさらに複雑に絡み合ったいわゆる困難事例に対しては、各専門職団体により組織されているサポ協が支援する仕組みが有効である。困難な課題に直面した時に専門職の助言を受けながら対応することは、一般的に後見人に必要なスキルのひとつであり、専門職後見人であれば所属する団体の同業者へ簡単に相談することもできるだろう。しかし、まだ受任実績が豊富になく、事例の蓄積も十分でない市民後見人にとっては、具体的な解決策を求めるために相談できる専門職とのつながりは乏しいと言わざるを得ない。一方で、後見人等には、相談できる専門職の人脈を自ら開発していくスキルも必要である。しかし、その前段として、活動サポート段階に既存の専門職団体から成るサポ協のバックアップを受ける事ができる体制は、市民後見人にとってこれ以上なく強力な支援になるだろう（図表9）。サポ協による

バックアップ体制の具体的な方法については、今後の定例会の場で議論を重ねていく予定である。

図表9 各団体による支援体制



## (2) 後見監督との関係

市民後見人に対する支援は、前述のような支援メニューに代表されるような狭義の支援と、後見監督を含む広義の支援がある。これまで、仙台市社協と総合センターは広義の意味合いでそれぞれが助言や指導等の支援を行ってきたが、後見監督の本来の意味を鑑みれば、監督と支援は立場を分けて行われることが妥当であると考えられる。今回、市民後見人に対する支援は総合センターが

担い、同時に必要な支援メニュー検討・実施していくよう結論づけられたところであるので、後見監督人は監督時に市民後見人の活動状況の監督に重点を置くべきである。

例えば、第3章第5節に示した後見監督のフロー（図表6）にあるように、初年度は計4回の後見監督を行っているが、その際に広義の支援として、後見活動上の疑問に答えることがこれまでは日常的に行われてきた。もちろん、その重要性は認められるところである。しかしながら、疑問を持ち寄ってそれに監督人が応えるという「支援」を日常的に行ってしまうことにより、市民後見人にとって適正な監督の視点が不足しては本末転倒である。監督体制と支援体制それぞれが適切に行われるスキームを準備し、それぞれの立場から適切に実行されれば、市民後見人の活動に対する社会的信用は十分担保される。同時に、市民後見人にとってもわかりやすい監督体制・支援体制になるだろう。

今回の検討部会では、以上のように明確に区別するよう整理されたところであるので、監督と支援は適正な後見活動のためにそれぞれが必要であり、被後見人の権利擁護のためにも重要であることを認識しながら、今後はそれぞれが重複せず、また相反することなく行われるような仕組みづくりが必要である。

### 【市民後見人への支援に係る今後の方向性のまとめ】

- 1) 市民後見人の量的な拡大には、支援体制の強化もあわせて必要である。
- 2) 支援メニューを整備し、市民後見人の活動の質の担保と、市民後見人が活動しやすい環境を整備していく。
- 3) 支援と後見監督は明確に区別し、それぞれがそれぞれの立場から市民後見人の活動を支えていく。



#### 4. 市民後見人への監督

ここでは監督業務の中でも、監督の内容そのものや支援との重なりではなく、監督業務の継続性の課題について触れ、安定的な制度維持のための後見監督の方向性を述べる。

市民後見人に対する後見監督の仕組みは、仙台市における制度開始当初、市民後見人の適切な後見監督業務を担保する目的で提案され、現在でもその仕組みは継続されている。実際に、これまで市民後見人が受任した8件の案件のいずれにも、仙台市社協が後見監督人として選任されている。市民後見人の推薦と同時に後見監督人の推薦もあわせて行うこの仕組みは、支援体制と並んで市民後見人の制度を円滑かつ適切に進めていくための重要なファクターである。したがって、今回の検討部会でも後見監督人の必要性が改めて確認されたところである。

一方で、市民後見人の量的拡大は、同時に後見監督人の量的拡大も意味する。受任件数が増加していくことが予想される中、仙台市における市民後見人の制度を安定したものにしていくためには、後見監督人の監督業務量の増加に対応するための監督スキームや内容の見直しが必要と考えられる。加えて、監督業務を担当する仙台市社協職員の質的・量的なレベルアップを図り、増大するニーズへの対応を検討することは急務である。

以上のような後見監督人の活動環境の整備については、支援体制と監督体制の明確な役割分担を行って監督に係る業務量を整理していくものの、現状と今後のニーズ拡大の予測を鑑みれば、仙台市所管課との情報共有を通じて、市補助金による必要な財源または人員の措置がなされるべきと考える。

### 【市民後見人への監督に係る今後の方向性のまとめ】

- 1) 市民後見人に対する後見監督は今後も重要な視点であり、今後も継続した取り組みが必要である。
  
- 2) 市民後見人の量的な拡大は、後見監督の拡大に直結するため、量的な拡大に対応しながら市民後見人制度の安定的な継続を志向するために、適切な監督が行われるよう、市補助金を投入するなどの措置で監督人の量的・質的拡大が求められる。

## 5. 市民後見人の活動の実際について

### (1) 後見人受任までの活動の場

平成 22 年度に市民後見人が名簿登録を行ってから 4 年以上が経過したが、その間受任した件数は 8 件と、現時点では 7 名が未受任の状態である。今後は市民後見人の受任が拡大していくような取り組みを行っていく予定だが、それまでの間に、活動意欲と受任後の活動の質が担保されるよう未受任の後見人候補者のモチベーション維持のための取り組みも求められる。

具体的には、先の支援体制の項目で触れた、『市民後見人の活動 Q&A 集』などを市民後見人自らが系統立ててまとめる<sup>25</sup>ことで、自らの活動を自己評価すると同時に、市民後見人の活動を広く知らしめる機会にもなり、候補者全体のモチベーションの維持に寄与できると考えられる。また、市民後見人活動の事例の発表、報告、講演及びその他の活動などを通じ、自らの活動を発信していく取り組みなども同様である。すでに平成 25 年 11 月に行われた「第 8 回成年後見セミナー」では、市民後見人が専門職後見人と並んで自らの後見活動の事例を報告し、好評を得たところである。

また、今後、受任者及び未受任者がともに自主的な活動を行うため、養成研修終了者が任意団体を立ち上げる予定である。「ここに～る」と名付けられた後見人候補者団体はまだ走り出したばかりであるが、継続研修のほかにも今後自主的な研修などを企画して自己研鑽に努め、また、ともに活動する仲間としての親睦を深めていく予定である。

---

<sup>25</sup> 作成については市民後見人自ら行うが、サポ協が監修を行うなどの支援体制は必要である。

## (2) 市民後見人の報酬について

市民後見人の活動報酬付与については、平成 21 年報告書の中で「原則申し立てを行うものとする」と整理された。これは、市民後見人といえども責任や役割の点で専門職後見人となんら違いはなく、当然活動の対価として報酬を申し立てる権利を行使することが可能ならそれは行うべきである、という当時の議論の結果である。しかし、本来、報酬付与を行うかどうかの判断は後見人自身の判断によって行われるべきものであり、市民後見人の制度のスキームの中でその是非が規定される性格のものではない。加えて、市民後見人の制度は決して報酬が第一義となるものではなく、ボランティアな精神に基づいた活動が根底にある。

このことから、仙台市における市民後見人の制度では、市民後見人の報酬付与申立は後見人自身に委ねることを基本的な考え方とし、その一方で市民後見人に対しては社会貢献性や自発性に基づく活動を行うことを期待し、同時にそれが実現できるようそれぞれの主体が養成・支援事業の中で効果的にサポートできるような体制を整えていく。

### 【市民後見人の活動に係る今後の方向性のまとめ】

- 1) 受任者はもちろん、未受任者も市民後見人活動に積極的に関わっていくことで、今後の後見人活動のさらなる質の向上が期待され、そのための自主的な活動が妨げられない範囲で、必要な支援を行っていく。
  
- 2) 市民後見人の報酬付与は、後見人自身に委ねるものとする。一方で、市民後見人は報酬を目的とした存在ではなく、今後もボランタリーな精神に基づいた質の高い活動が期待され、そのために必要なサポートができるよう体制を整えていく。

## 6. 市民後見養成・支援事業の実施主体と財源

事業開始当初の議論では、仙台市における市民後見人養成・支援事業は仙台市社協によって実施していくこととされた。他の政令指定都市の状況をみると、市民後見人養成事業を行っている指定都市の数は20都市中13都市にのぼるが、そのうち、事業の財源に市町村からの委託金収入を充当している都市は11都市、補助金収入を充当している都市は1都市であった<sup>26</sup>。残る1都市である仙台市は、その財源を仙台市社協自主財源1/2、仙台市補助金1/2を充当している状況であり、全国的にも例を見ない事業実施形態である。仙台市では近年の法整備以前から事業を開始したこともあり、当時は地域福祉推進の視点と関連して市民後見人養成・支援事業推進が行われるべきとの意見からこのような形態になっている。

しかし、今後増大するニーズに対応し、安定的かつ継続的な事業実施のためには、継続した財源等の確保は今後の大きな課題である。加えて、平成24年の老人福祉法改正、平成25年の障害者総合支援法等に規定されているとおり、自治体の責任のもと市民後見人の養成を行うことが期待されており、今後は事業主体を自治体に位置づけ、市補助金等の公費を財源として事業を実施していくことが適当と考える。したがって、将来的には市民後見人養成・支援事業を市の事業として位置づけていくことが望まれる。

---

<sup>26</sup>社会福祉法人静岡市社会福祉協議会、2014、『日常生活自立支援事業・法人後見事業等の取り組みに関する調査』より集計。

ただし、自治体としても市町村自主財源の確保が課題となっている現状もあり、必要な資源を確保しながら、質の高い市民後見人を養成し、活動を支援していく社会的な仕組みづくりのためには、当該事業の国庫補助事業対象への早急な移行が望まれる。

一方で、事業を実施する主体にも、有限な資源の中で継続的に事業が実施できるような工夫や体制づくりの努力も必要である。特に市民後見人の量的・質的な充足を担保するための事業実施体制作りは重要であり、事業の基本的な枠組みは各実施主体で共有して一定の統一基準を設けながら、各自治体の人口構造や成年後見ニーズを勘案した地域独自のモデル構築が必要であろう。

これまで実施してきた仙台市の事業実施モデル、また今後さらに取り組みを進めようとしている新たな仙台市の事業実施モデルは、サボ協の関与など一部に独自性はあるものの、他都市でも通用する普遍的なモデルではないだろうか。今後は、すべての人が安心して地域で暮らせるまちづくりと権利擁護システムを構築するひとつのファクターとして、市民後見人の制度が全国で広く普及することを期待する。

**【市民後見養成・支援事業の実施主体と財源に係る今後の方向性のまとめ】**

- 1) 将来的には事業主体を自治体に位置づけ、市補助金等の公費を財源として事業を実施していくことが適当と考える。
- 2) 必要な資源を確保しながら、質の高い市民後見人を養成し、活動を支援していく社会的な仕組みづくりのためには、当該事業の国庫補助事業対象への早急な移行が望まれる。
- 3) 事業の基本的な枠組みは各実施主体で共有して一定の統一基準を設けながら、各自治体の人口構造や成年後見ニーズを勘案した地域独自のモデル構築が必要である。



## 7. その他

### (1) 家庭裁判所との連携

本章第2節では、新たな取り組みとして市民後見人の受任案件の見直しについて触れた。また、それに伴い、推薦依頼の相談ルートの中で市民後見人という選択肢の活用を進めていく方向性も示したところである。

すでに述べたとおりであるが、市民後見人の制度が多くの人に認知されて使いやすい制度となるよう、上記の取り組みに加え、家庭裁判所からの推薦依頼も期待される場所である。

現時点では、市民後見人に関する家庭裁判所との定期的な意見交換等を行う機会が確保されていないが、今後は実効性ある制度となるために積極的な連携が必要と考える。

### (2) 広報、周知について

関連して、市民後見人の制度が身近な制度となるためには、市民後見人の存在やその特徴、役割などについての広報や周知は欠かせない。周知を行う際には市民後見人の特徴や受任要件をしっかりと明示することはもちろん重要であるが、その一方で、積極的に市民後見人の存在を周知した結果、受任案件がネックとなり、限定的な制度と理解されたり相談をためらわれたりしては本末転倒である。市民後見人が受任するまでには、相談をアセスメントする総合センターや受任の適否等を審議する受任調整委員会の仕組みが整備されていることから、市民後見人の受任が適当かどうか判断に迷う場合でも気軽に相談できる体制があることもあわせて広く周知する必要があるだろう。

## 第5章 まとめ

以上、本報告書では、仙台市における市民後見人養成・支援事業の取り組みとその評価、そしてそれを踏まえた今後の市民後見人のあり方と事業の方向性を述べてきた。

これまで述べた、「これまでの仙台市における事業実施モデル」の特徴を整理すると、次の点が特徴として挙げられる。

まず、サポ協の関わり、協力によって事業が開始された点は、仙台市の事業実施モデルの大きな特徴である。活動拠点が仙台市にある各種専門職団体に、仙台市、仙台市社協も加わっているサポ協の存在は、定期的な情報共有や協力体制を土台にしてこの事業の推進に大きく寄与したと言える。また、専門職後見人の代替資源ではなく、地域福祉を推進しうる一つの社会資源の一つとしていち早く市民後見人を位置づけたことも、仙台市の特徴と言えるだろう。ユニークなメニューを備えている訳ではないが、市民後見人の適切な活動を担保するために必要な支援体制を整え、仙台市社協が後見監督人として選任されていることも特徴のひとつである。さらに、自治体と社協が事業主体となっている点も全国にあまり例がない特徴といえる。

「これまでの仙台市における事業実施モデル」を評価した結果を踏まえ、今後の事業の方向性を「これからの仙台市における事業実施モデル」として整理したのが、下記の図である（図表 10）。

事業開始時に事業スキームの構築について協力があったサポ協を、専門職団体によるバックアップ体制としても積極的に位置づけることで、より高度な助

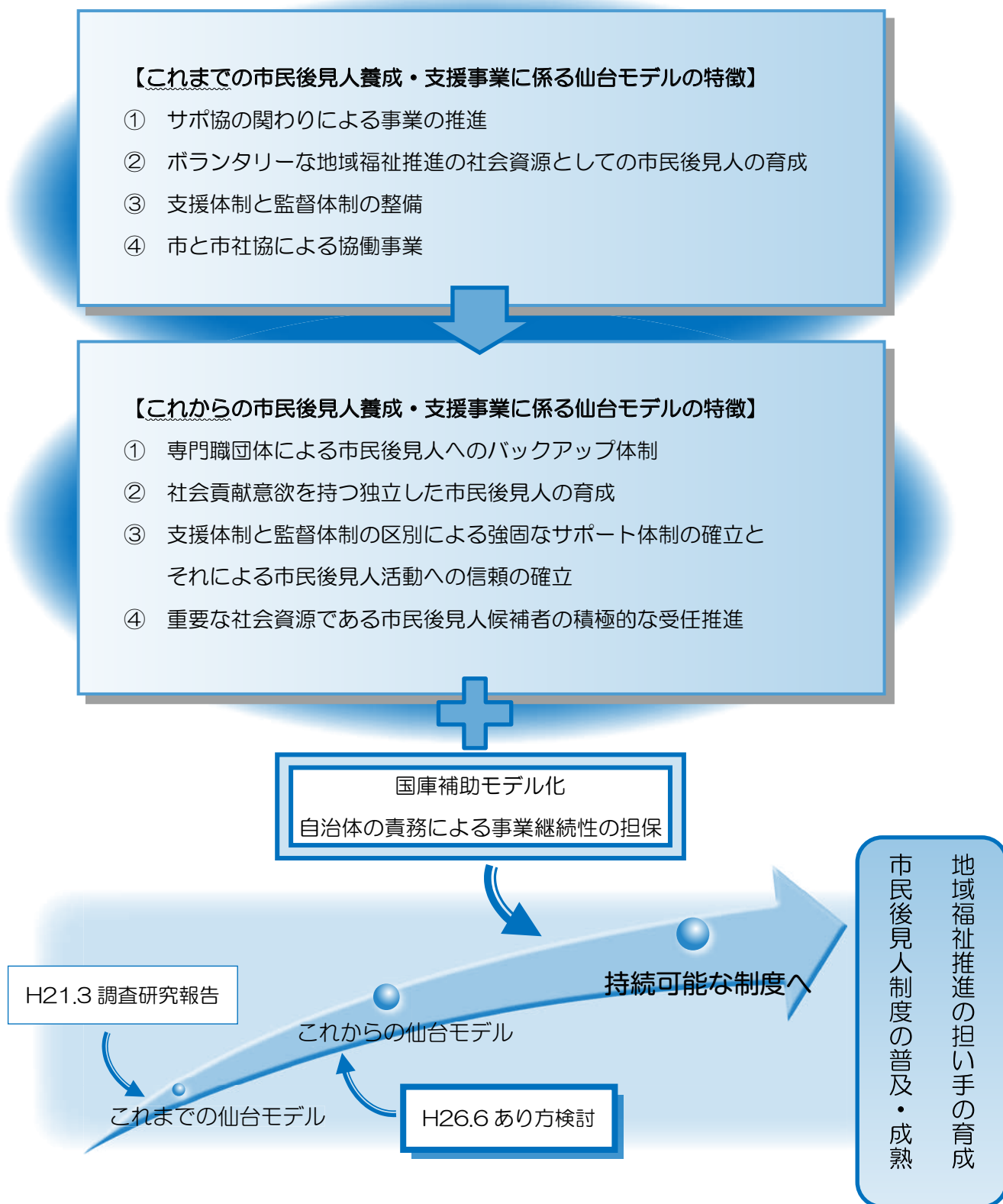
言を受けることができるようになり、市民後見人の活動を強力にサポートすることになるだろう。また、報酬付与を行うかどうかの判断を市民後見人に委ねるなど市民後見人に一定の独立性を認め、地域の中で主体的に活動する役割を市民後見人に求めていくことで、よりいっそう地域福祉を推進する主体として位置づけることができると思う。

もちろん、それを可能とするための支援体制と監督体制の整備が必要なことは言うまでもない。特に今後は、支援体制と監督体制をスキームとして準備するだけでなく、市民後見人活動の適切さと社会的信頼を担保するために、それぞれが効果的に機能するための体制整備が必要である。このような体制の整備は、市民後見人への社会的信頼の担保だけではなく、仙台市における事業実施モデルが目指す市民後見人候補者の全員受任も可能とするだろう。養成研修や継続研修を重ねてきた候補者は地域で活動できる貴重な社会資源であり、支援体制と監督体制、さらにサポ協による専門的助言体制を整えていくことで、市民後見人に期待される社会的役割を質的にも量的にも全うしていくことができるだろう。

今後は、これらの新たなスキームを、その時々 of 社会的な潮流に合わせてさらに改訂・発展させていくことも必要である。そのような作業を繰り返してこの事業が成熟していくことで、市民後見人の役割や意義を社会化しながら、地域福祉の推進を後押しすることができると思う。

この事業が広く社会的に認知され、有効な社会資源になっていく際の一つのモデルとして、「これからの仙台市における事業実施モデル」が参考になれば幸いである。

図表 10 これまでの仙台モデルとこれからの仙台モデル



## 参考文献

○公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート、2012、『実践 成年後見 No.42』

○社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 かながわ成年後見推進センター、2012、『市民後見人等地域における成年後見制度利用支援の取組状況調べ』

○社会福祉法人札幌市社会福祉協議会市民後見人養成等調査研究委員会、2014、『札幌の市民後見人養成等に関する調査研究報告書』

○社会福祉法人静岡市社会福祉協議会、2014、『日常生活自立支援事業・法人後見事業等の取り組みに関する調査』

○社会福祉法人全国社会福祉協議会、2014、『「権利擁護センター等」の具体化に向けて』

○横浜市における市民後見人に関する検討委員会、2012、『横浜市における市民後見人に関する検討委員会報告書』

## 巻末資料

○市民後見人あり方検討部会 委員名簿

○仙台市成年後見サポート推進協議会設置運営要項

○仙台市成年後見総合センター設置運営要綱

○仙台市市民後見人倫理綱領

平成 25 年度市民後見人あり方検討部会

委員名簿

◎→委員長    ○→副委員長

所 属	役 職	氏 名
高齢者・障害者の権利に関する委員会 (仙台弁護士会)	委員長	◎ 大橋 洋介
公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 宮城支部 (宮城県司法書士会)	幹事	野田 雄一
権利擁護センター ぱあとなあ宮城 (一般社団法人宮城県社会福祉士会)	理事	及川 健
東北税理士会 成年後見支援センター	センター長	高澤 圭一
一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター 宮城県支部 (宮城県行政書士会)	副支部長	石川 雅之
宮城県精神保健福祉士協会	精神保健福祉士	秋庭 賢一
NPO 法人ぬくもりの里 せんだい・みやぎ成年後見支援ネット	事務局長	○ 鈴木 守幸
仙台市健康福祉局健康福祉部社会課	課長	石澤 健
社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会	事務局長	佐藤 公彦

【9名】

## 仙台市成年後見サポート推進協議会設置運営要領

### （趣旨）

第1条 この要領は、仙台市成年後見サポート推進協議会（以下「推進協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

### （設置及び目的）

第2条 推進協議会は、判断能力が低下した方々が地域で安心して暮らせるよう、仙台市における成年後見サポート事業の運営や、成年後見制度及び日常生活自立支援事業等（以下「両制度等」という。）の円滑な活用を図るため設置する。

### （協議内容）

第3条 推進協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 成年後見サポート事業の運営に関する事
- (2) 両制度等の活用のための情報交換及び関係機関の連携に関する事
- (3) 緊急度又は困難度の高いケースの支援策に関する事
- (4) 行政申し立て及び成年後見制度利用支援事業の活用に関する事
- (5) 両制度等の地域への周知及び普及に関する事
- (6) その他両制度等に関する事で推進協議会が必要と認める事

### （組織及び会員）

第4条 推進協議会は、第2条に掲げた設置及び目的に賛同する次の各号に掲げる機関で組織する。

- (1) 高齢者・障害者の権利に関する委員会（仙台弁護士会）
- (2) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート宮城支部  
（宮城県司法書士会）
- (3) 権利擁護センターぱあとなあ宮城（一般社団法人宮城県社会福祉士会）
- (4) 仙台市
- (5) 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会
- (6) 東北税理士会成年後見支援センター
- (7) 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター宮城県支部  
（宮城県行政書士会）
- (8) 宮城県精神保健福祉士協会

2 推進協議会は、前項の機関を会員とし、会員は第2条の設置及び目的達成のため必要な援助を行うものとする。



3 会員に関する規程は、別に定める。

(部会)

第5条 推進協議会は、必要に応じて部会を設置することができるものとする。

2 部会は、第3条に掲げる協議内容のうち、専門的な事項について、調査等を行うものとする。

3 部会に関する規程は、別に定める。

(その他の協力)

第6条 推進協議会は、協議内容により必要と認められるときは、参加機関以外の関係機関に対して、資料提供及び出席等必要な協力を求めることができる。

(開催日)

第7条 推進協議会は、偶数月の最終木曜日に開催するものとする。ただし、参加機関が開催を申し出たときは、この限りではない。

(事務局)

第8条 推進協議会の事務局は、社会福祉法人仙台市社会福祉協議会に置き、成年後見サポート事業の運営や会議開催に係る連絡調整等の必要な事務を行う。

2 事務局に事務局長1名、事務局次長1名を置くほか、職員若干名を置く。

3 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会員の同意を得て別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この改正要領は、平成18年4月1日から施行する。

この改正要領は、平成19年4月26日から施行する。

この改正要領は、平成22年6月24日から施行する。

この改正要領は、平成24年4月1日から施行する。

## 仙台市成年後見総合センター設置運営要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、誰もが自立した地域生活を送れるように関係機関と連携し、市民の成年後見制度利用を支援するため、社会福祉法人仙台市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が設置する仙台市成年後見総合センター（以下「センター」という。）の運営について必要な事項を定める。

### （設置）

第2条 センターは、本会事務局内に置く。

### （事業）

第3条 センターは、市内において成年後見制度に関する相談業務を実施している機関と連携しながら、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 相談・援助に関すること
- (2) 仙台市成年後見サポート推進協議会に関すること
- (3) 広報・啓発に関すること
- (4) 調査・研究に関すること
- (5) その他、会長が必要と認める事業

### （相談・援助に関すること）

第4条 相談・援助に関する事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 成年後見制度に関する市民相談の受付、助言及び情報提供等の必要な援助
- (2) 成年後見制度に関する相談を実施している他機関との連携に基づく援助
- (3) 困難事例及び市長申立事例の調査、調整

### （仙台市成年後見サポート推進協議会に関すること）

第5条 仙台市成年後見サポート推進協議会に関する事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事務局の運営
- (2) 会議の開催（本会及び部会）
- (3) 成年後見サポート事業の実施
- (4) その他

### （広報・啓発に関すること）

第6条 広報・啓発に関する事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本会が管理するホームページへの掲載
- (2) 本会が発行する広報紙への掲載
- (3) 広報誌の発行
- (4) 行政及び関係機関が発行する広報誌への掲載
- (5) 成年後見制度に関する講座の開催
- (6) 講師の派遣
- (7) その他、会長が認めたもの

(調査・研究に関すること)

第7条 第1条の目的達成のために必要とする調査・研究を行なうものとする。

(委託)

第8条 会長は、前条に掲げる事業を適切に実施できると認められる団体等に対し、その事業の一部を委託又は協働することができる。

(センター職員)

第9条 会長はセンターに所長、副所長及びその他必要な職員を置くことができる。

(休館日)

第10条 センターの休館日は原則として次のとおりとする。ただし、会長が必要と認めたととき、これを変更し又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日

(開設時間)

第11条 センターの開設時間は午前9時30分から午後4時までとする。ただし、会長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(個人情報)

第12条 会長は、利用者に関する個人情報が記載された書類等を本会個人情報保護規程に基づいて適正に管理し、この情報が他に漏れないようにしなければならない。

2 会長は、前項に基づいて利用者の許可なく第三者に対し、前項の書類若しくはその写しを閲覧させ又は提供してはならない。

3 センター職員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた

後も、同様とする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な細目は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

平成 23 年 6 月

## わたしたちは、あなたの生涯を支える人生の伴走者でありたい。

わたしたちは、仙台市成年後見サポート推進協議会の「市民後見人に関する調査研究部会」によりまとめられた「市民後見人に関する調査研究報告書」の趣旨を理解し、権利擁護の視点や後見活動上、必要な福祉、法律等の知識を学び、一般市民が社会貢献として、地域で暮らす判断能力が十分でない状態にある高齢者や障がい者の方が自立し安全に暮らしていけるよう支援する市民後見人を目指します。

わたしたちは、その方の最善の利益のため、誇りをもって誠実に後見活動を行うにあたり次のことを心がけます。

### わたしたち市民後見人は地域の中で

- 1 あなたの思いを大切にし
- 2 大きな目で見て
- 3 大きな耳で聴き
- 4 約束を守り
- 5 皆さんと協力し

あなたに寄り添い支援します。

この「わたしたちは、あなたの生涯を支える人生の伴走者でありたい。」は、わたしたちがこれまでの人生で培ってきた豊富な経験を活かし、市民後見人として活動するにあたり、成年後見制度を利用する方などから信頼されるよう意識し、行動する際に大切にすることを意識して作成しました。

わたしたちは、ご本人の思いや話をよく聴き、真のニーズを受け止め、意思を尊重し代弁することにより、生活の質の向上に努めるとともに、活動する上では仲間や関係者の皆さんとの繋がりを大切に、ネットワークを通しての活動や支援を行います。

また、ご本人のプライバシーを守り法令を遵守した責任ある行動をとり、識見の向上と自己研鑽に励みスキルアップに努めます。

## 『市民後見人あり方検討報告書』

(平成 26 年 6 月)

発行・事務局 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会 地域生活支援課

〒980-0022

宮城県仙台市青葉区五橋 2-12-2 仙台市福祉プラザ 7 階

電話 (直通) 022-217-1610 FAX022-213-6457

E-mail : [kenri-yogo@shakyo-sendai.or.jp](mailto:kenri-yogo@shakyo-sendai.or.jp)

URL : <http://www.shakyo-sendai.or.jp/n/>

